

官報

号外

平成三年九月二十四日

○第百二十一回 衆議院會議録 第十一号

平成三年九月二十四日(火曜日)

議事日程 第八号

午後一時開議

第一 麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案(第百二十回国会、内閣提出)
第二 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案(第百二十回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案(第百二十回国会、内閣提出)
日程第二 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案(第百二十回国会、内閣提出)
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(内閣提出)及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

平成三年九月二十四日 衆議院會議録第十一号

午後一時二分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

日程第一 麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案(第百二十回国会、内閣提出)
日程第二 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案(第百二十回国会、内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案、日程第二、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。
委員長(報告を求めます。厚生委員理事野呂昭彦君。

麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案及び同報告書

麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案外一案

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔野呂昭彦君登壇〕

○野呂昭彦君 ただいま議題となりました二法案について、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の批准に備え、並びに我が国における麻薬及び向精神薬等の乱用の防止を図るため、麻薬向精神薬原料に係る届け出、国外犯の処罰等に関する措置を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、麻薬及び向精神薬の原料物質の輸出入、製造及び販売を業として行う者について届け出制度を設ける等必要な規制を行うこと、
第二に、外国でみだりに麻薬、向精神薬、大麻及び覚せい剤等の輸出入、製造等を行った者を我が国で処罰できるようにする等罰則の整備を図ること
等であります。

次に、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案について申し上げます。

本案は、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の批准に備え、及び国際的な

協力のもとに規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るため、薬物犯罪に係る不法収益の隠匿等の処罰、不法収益の没収、疑わしい取引の届け出等の麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法等の特例、その他必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、薬物犯罪の捜査のために必要と認められる場合には、入国審査または通関の際に、規制薬物を所持する疑いのある者等の上陸等を認めることができること、

第二に、金融機関等は、その業務において收受した財産が不法収益である疑いがある場合には、必要な事項を主務大臣に届け出ることとし、検査官等は、その記録を閲覧することができること、

第三に、不法収益の発生の原因やその取得等につき事実を仮装し、または不法収益を隠匿した者等を新たに処罰の対象とすること、

第四に、不法収益である財産につき没収及び追徴の制度を整備するとともに、没収等のための保全及び没収等に関する国際共助の手続きを定めること
等であります。

両案は、第百二十回国会に提出され継続審査となっていたものであります。今国会においては、九月二十日に下条厚生大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、両案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君） 両案を一括して採決いたします。

○議長（櫻内義雄君） 両案を一通して採決いたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（櫻内義雄君） 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

国際連合平和維持活動等に対する協力を目的とする法律案（内閣提出）及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

○議長（櫻内義雄君） この際、内閣提出、国際連合平和維持活動等に対する協力を目的とする法律案及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を順次求めます。外務大臣坂本三十三次君。

〔外務大臣坂本三十三次君登壇〕

○外務大臣（坂本三十三次君） 国際連合平和維持活動等に対する協力を目的とする法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

世界が大きな変革期を迎え、二十一世紀に向けて平和と安全の新しい秩序が模索される中、国際秩序の強化やパートナーシップの構築が求められ、また、国際連合の機能と権威を高めることにより平和を確保することが従来になく強く求められております。先般のロンドン・サミットにおいて

も、新しい国際秩序を構築していくに当たっては、国際連合を中核とする多数国間の努力を重視するという姿勢が明らかにされました。これは、冷戦構造克服後の世界に健全な方向性を与えようとするものであり、従来から国連中心主義を提唱してきた我が国の立場にも沿うものであります。

特に、国際連合平和維持活動（PKO）は、世界各地の紛争の平和的解決を助けるため、中立・非強制の立場で国連の権威と説得により任務を遂行するものであって、一九四八年以来世界の多くの国の参加を得て、国際の平和と安全の維持のため多大の貢献をしているものであります。また、人道的活動に従事する国連機関及びその他の国際機関は、人道的任務を達成するため、世界各地において重要な活動を行っているところであります。

我が国憲法は、国際協調のもとに恒久的な平和を希求していますが、かかる平和主義の理念を具現化するためにも、人道的な国際協力を一層進めるとともに、世界平和を守る秩序づくりの国際共同作業には、我が国としても積極的に参加し、なし得る役割を担っていくことが必要であります。

このような役割を果たすため、我が国としては、これまで、国際連合平和維持活動及び人道的な国際緊急援助活動に対し、資金面で重要な協力を行うとともに、選挙監視団への要員の派遣など人的側面での協力も実施してまいりましたが、今後、人的な面での協力を一層適切かつ迅速に行うことができるよう、国内体制を整備することが必要であります。

今回提案の法律案は、このような認識に基づき作成されたものであり、国際連合平和維持活動及び

国際連合が行う決議または人道的活動に従事する国際機関からの要請を受けて行われる人道的な国際緊急援助活動に適切かつ迅速に協力することができるよう国内体制を整備することによって、我が国が国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的としております。

具体的には、国際平和協力業務実施計画及び国際平和協力業務実施要領の策定手続並びに国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資面での支援を行うための措置等を講ずることとしております。また、国際平和協力業務の実施に際しては、平和国家たる我が国の憲法を踏まえ、武力による威嚇または武力の行使に当たらない行為を行ってはならないことを明記しております。

以上が国際連合平和維持活動等に対する協力を目的とする法律案の趣旨でございます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君） 外務大臣臨時代理内閣総理大臣海部俊樹君。

〔外務大臣臨時代理内閣総理大臣海部俊樹君登壇〕

○外務大臣臨時代理（海部俊樹君） ただいま議題となりました国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案について趣旨の御説明を申し上げます。

国際緊急援助隊の派遣に関する法律が昭和六十二年九月に施行されて以来、我が国は、海外の地域、特に開発途上にある地域におきまして大規模な災害が発生した場合には、国際緊急援助隊を派遣し、国際緊急援助活動を実施してまいりました。この間、大規模な災害に対する国際的な支援の機運の高まりもあり、これまで十九回にわたる派遣を通じて、災害の規模によってはさらに大規模な国際緊急援助隊を派遣する必要があること、被災地において自己完結的に活動を行い得る体制を充実すべきこと及び輸送手段の改善を図るべきことなどの課題が明らかになってきておるところであります。

今回の一部改正の法律案は、現行の国際緊急援助隊を派遣する法律の基本的枠組みのもとで、自衛隊の国際緊急援助隊への参加を可能ならしめ、もって自衛隊の保有する能力を国際緊急援助活動に活用するとともに、自衛隊及び海上保安庁による国際緊急援助隊または国際緊急援助活動に必要な機材等の輸送を可能ならしめることにより、我が国がその国力にふさわしい国際的責務を果たし得るよう、国際緊急援助体制の一層の充実を図ることを目的とするものであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。この法案につき御賛同を得られますように格別の御配慮をいただきたい次第であります。（拍手）

国際連合平和維持活動等に対する協力を目的とする法律案（内閣提出）及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（櫻内義雄君） ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。田原隆君。

〔田原隆君登壇〕

○田原隆君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました両法律案に対し、総理に御質問します。

まず、国際情勢と我が国の役割について伺います。

我が国は、第二次世界大戦後、その荒廃の中にあつて、国民も自分のことをまず第一に考えて対処し、国民経済の復興と発展に専念してまいりました。その結果、我が国が一人前の経済力を持ち、先進国の仲間入りをすることに成功しました。今日では、世界のGNPの約一四%を占め、一人当たりのGNPではアメリカを上回るに至っております。これに伴い我が国の国際社会における地位が急速に高まり、国際的な影響力も増大しております。これらに伴い、これは平たく言えば、我が国は世界各国にお世話になってこゝまで来たと言えるし、その恩返しをしなければならぬとも言えるわけであり、このことは、すなわち、我が国が国際社会の中で果たすべき責務が極めて大きなものになっていることを意味するものであります。

特に、我が国が国際社会共通の目標である世界の平和と繁栄のためにどのような役割を果たすかについて、各国から大きな期待と関心が寄せられており、我が国としてこれにいかにかたえるかという課題に直面しております。すなわち、今こそ一國平和主義から脱却し、国際社会におけるあり方、生き方をみずからの課題として真剣に問いただし、我が国の国力にふさわしい役割をいかにか果たすかについて明快な考えを内外に示すときであると考えます。とはいっても、今日まで我が国も

それなりに国際社会において責任を果たしてまいりました。例えば、ODAでは今や世界の最大の供与国になっております。

しかし、昨年の湾岸危機の発生においては、日本が国際的な貢献を果たすためには、経済的支援だけではなく人的な協力も必要ではないかということで、国連平和協力法案が審議されたわけでありましたが、残念ながら、これは廃案となつてしまいました。しかし、その際の国会閉幕に当たり、そのときの教訓を踏まえ、いわゆる三党合意が成立し、国連平和維持活動への参加について、早急に立法作業に着手し成果を得よう努力することが確認されたわけであり、こうしたことを経て、今回の両法案の提出がなされたことは、大変歓迎すべきことと思つております。

湾岸戦争後の国際情勢を見ますと、地域紛争の頻発、主要国の国内政情の混乱が相次いでおります。東西冷戦構造が終つた今日こそ、国連を中心とする平和維持のための国際的な協力が重要不可欠となつていゝと言えます。先般のロンドン・サミットの政治宣言でも、平和維持における国連の役割は強化されるべきであり、我々は、これを強力に支援するつもりでおります。

私は、本年六月、国会派遣の政経調査団第五班に参加し、ドイツ、スウェーデン、国連本部及びカナダを訪問いたしました。その際、各国のPKOについて視察しました。各地では、我が国の国連協力に対する期待が極めて大きいことが印象的でありました。そして、PKOの意義を認識し、我が国もこれに参加する必要性を痛感しました。

我が国が国際社会でみずから積極的に役割を果た

した最近の事例としては、掃海艇の派遣を挙げることが出来ます。この派遣は、タンカー等の航行の安全の確保という平和的、人道的な目的に対する人的な国際協力として大変大きな意義を有するものであり、その働きは、我が国の国民はもとより、諸外国からも非常に高い理解と評価を得ております。(拍手)

今後、我が国が国際社会で平和を確立するため役割をより積極的に果たしていくためには、このような人的側面での国際協力を強化することが不可欠と言えます。その意味で、何としてもこの両法案を今国会で成立させなければならぬと思つておりますが、総理の御決意のほどを改めて伺ひたいと思ひます。

さて、次に、このような自衛隊の海外派遣においては、当然憲法との関係が問題となるわけであり、中でも国連の平和維持隊(PKF)への参加と憲法との関係が種々議論の対象となつたと承知しております。国連のPKFは、紛争当事者間での停戦の合意と受け入れ国の同意を前提に派遣され、中立・非強制の立場から、国連の權威と説得で平和維持の任務を遂行するものであります。したがって、敵のいない戦わない部隊とも言われ、伝統的な意味での軍隊ではなく、また武器の使用も自衛のための最後の手段とされており、これらのことは、先般の視察の際にも各国の関係者がそろつて強調していたことであります。

私は、今までの憲法をめぐる議論には、二つの側面があつたと受けとめております。

まず第一の側面は、PKFは、任務の遂行に際して武力を使用する可能性が皆無とは言えないた

め、憲法で禁止されている武力行使にならないための枠組みをいかに設けるかでありました。これは五つの原則、すなわち合意、同意、中立、撤収及び武器使用制限から成る基本方針という歯どめを、今回の法案ですべてカバーすることで十分達成されるという考えであります。この基本方針に基づいておれば、PKFに参加しても憲法の枠内に完全におさまると考えるものであります。

第二の側面は、シベリアンコントロールについていかに国会が関与するかという議論であり、シベリアンコントロールの象徴は国会の承認であることは論をまたないと思ひます。しかし、国連の平和維持活動という国際的な協力の問題については、いかに考えるべきでありましょうか。国連の平和維持活動に参加するに当たつての国会の承認がもたらす問題点として、幾つか挙げられます。

例えば、国連からの要請に対し、迅速にこたえるためには、国会の承認を求めた場合、機動性に欠ける場合があるとか、休会中の場合は、国会開会の段取りのために相当の日数が必要とか、国連の要請に前向きにこたえたくてもタイミングを失してしまふおそれがあるとかという考えであります。

せっかく国内の体制を整備しても、このような緊急の要請に効果的に対応できないとすれば、国際的な期待に背く結果を招くおそれがあります。また、仮に事後承認としても、派遣後撤回、引き返しとなれば、これにも当然国際的な問題が伴うことが考えられます。防衛出動とはおおよそ次元の違ふ国連の平和維持活動に我が国が迅速に参加し得ることを考慮して、法律案に国会の承認が入

官 報 (号 外)

ていないことは理解できないことではありませ

ん。しかし、私は、本法案がこのような見解を十分尊重したものであり、国会の関与、すなわち、シブリアンコントロールの実際上の運営が確保できるような仕組みを有するものであることが必要であると考へます。実施計画作成後の国会への報告では、国会の関与は事実上少ないものとなつてしまひます。したがつて、承認が必要という考へがあることは当然と考へられます。承認が得られないとすれば、それはそのときの国民の判断であるからやむを得ないという考へがあります。そこで国会が深くかわかり、濃密な審議をし、実質的に承認と同様な重みのあるものとするが必要であると思ひます。そのことは、法律作成の上で可能であると思ひます。この点に關し、総理の所見をお伺ひしたいと思ひます。

次に、国際緊急援助隊派遣法の改正を含めてお伺ひします。

今回の二法案のポイントの一つは、自衛隊の能力の活用という点にあると思ひます。

戦後、我が国の平和と安全の確保という面で、自衛隊は大きな役割を果たしてまいりましたが、他方で、自衛隊の能力を国際社会の平和と安定のために役立てるといふ発想は余り見られませんでした。今日の国際社会においては、国連平和維持活動等の国連の重要性がますます高まつてきており、国際社会の有力な一員となつた我が国が、この活動について、物、金のみならず、人の面での協力を求められるようになってきました。

国連平和維持活動協力法案は、このような国際的な活動に自衛隊がこれまで蓄積してきた経験、

組織的機能を役立てようとするものであり、また、国際緊急援助隊法改正は、全国各地で活躍している自衛隊の災害救助能力を海外における災害においても活用しようとするものであり、両法案とも自衛隊が自信と誇りを持ってこれらの新たな任務の遂行に専念できるよう、諸制度の確立を図ろうということであると思ひます。これらの法案は、その意味において大変有意義なものであると考へますが、自衛隊の活用に関する総理の基本的な考へ方をお伺ひします。(拍手)

次に、組織の面から見た自衛隊との関係についてであります。たしか昨年末のころには、新たな協力組織は自衛隊とは別個につくり、同時に、その組織が国際緊急援助隊としても従事することができると考へていたわけでありました。今回の法律案には、国際平和協力本部を置き、国際緊急援助隊は、従来どおり別組織として拡充されることになつてゐると考へます。これは考へ方が変わったのかどうか、特に協力本部は自衛隊とははつきりと別組織なのかどうか、お答え願ひたいと思ひます。法律案においては、実施計画、実施要領により防衛庁長官が業務を行はせると書いてゐるので、その点からも別組織と言ひ切れるのかどうか、お答え願ひたいと思ひます。

次に、最も大事な問題の一つに、派遣される隊員の側に立つた問題があります。私は、国民の代表として海外に派遣されることとなる者の立場に立つた心のこもつた措置をとるべきであると申し上げたいと思ひます。すなわち、協力隊員の安心と名誉を考へる必要があると考へます。そのためには、例えば派遣された隊員が不慮の事故等に遭つた場合、どのような補償を行うのかというこ

とは、派遣される者にとつても、その家族にとつても大変重要なことであり、万全の措置を講ずる必要があると存じます。また、派遣された隊員の苦勞、功績をたたえ、名誉を高めることは極めて大切なことと存じておりますが、国際平和協力本部長になられる立場にある総理として、こうした点についていかなる所存をお持ちか、お伺ひしたいと思ひます。

次に、自衛隊法との関係について伺ひたいと思ひます。

今回は、自衛隊の本来の任務を規定している同法第三条をいじることなく、自衛隊が国連の平和維持活動や国際緊急援助活動等に参加するという新たな任務を、自衛隊法第八章の雑則に書くことになつたわけでありますが、この機会に自衛隊法第三条を思い切つて正面から改正すべきであるとの声も聞きます。今回のやり方に至つた状況はそれなりに理解できるのですが、将来的には避けて通れないことと思ひます。特に、第八章などはその都度思ひついたことを定めてゐるような気がしてならないので、もっと考へを整理し、全体像がわかるようにすべきではないかと考へますが、総理のお考へを承りたいと思ひます。

次に、今回の法案によれば、人道的な国際救援活動を実施するに当たり、国連の決議または別表に掲げられた国際機関の要請が必要とされております。国際移住機構のように我々になじみがないものもありますが、そのような国際機関からの要請は、国連の決議と比べてみて果たしてどうなのか、また要請はどのようなになされるのか、見解をお伺ひしたいと思ひます。

最後に、研修について伺ひます。

P K Fにおいて極めて重要なことは、実際の活動に従事する一人一人が十分な研修や訓練を受けていることとあります。特に、隊員は一面で外交官的素養も要求されますので、研修は極めて重要であります。法案第十五条に研修について明記されておりますが、このためのみに新たに膨大な施設を建設することは、時間的にも財政的にも効率的とは申されません。したがつて、各省庁が既に有する研修・訓練施設を十分活用できるようにすることがぜひとも必要と考へますが、それには協力本部側がその気になることが何より大事であります。この点についての総理の御所見を伺ひたいと思ひます。

以上をもつて私の質問を終わりますが、一言申し上げます。

昨年の国連平和協力法案において、憲法の解釈等について大論議がしばしば行われてまいりました。今回、これらの論議を踏まえて、十分慎重な検討の上、これらの法案が提出されたと思ひますので、委員会等を通じてたびたび同様な論議が繰り返されると思ひますが、どうぞ一貫した姿勢で、そして強い決意で自信を持って臨んでいただきたいことを願ひして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(海部俊樹君) 田原議員にお答えを申し上げます。〕

私は、今回、平和と繁栄を目指して新たな国際秩序を構築していくに当たっては、国連を中心とする協力を重視するという姿勢が極めて大切であり、過日のサミットにおいてもこのことが確認されたわけであり、我が国もまた国連中心主義を外

交政策の柱として取り上げてまいりましたし、この国連の平和維持活動に参加することは、御指摘のとおり、国際協調のもとに恒久の平和を希求する我が国の憲法の理念にも合致しておるものと考えます。

議員は、春に世界各国の平和維持活動の実態を調査をされ、その報告書も私は読ませていただき、御見識に敬意を表するとともに、参考にさせていただいた次第でございます。

また、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部改正につきましては、昭和六十二年の施行以来我が国は、海外の地域、特に開発途上にある地域において大規模な災害が発生した場合には、緊急援助活動を行ってまいりましたが、今回、それを一層充実、効果的なものにするために、自衛隊の参加を可能とすることにした次第であり、両法案とも今国会でぜひとも御審議をいただき、成立をさせていただくよう強くお願いを申し上げる次第であります。

また、国会の承認の問題について、議員は御意見を交えてお述べいただきました。

私も、国際平和協力業務の実施のための自衛隊の派遣は、重要な問題でありますから、行すべき業務の内容その他の点について詳細な規定をこの法案の中に設けております。そして、この法案においては、実施計画を内閣が決定するとき、変更があったとき、業務が終了したとき、また業務を行う期間に変更が起ったときには、それぞれ遅滞なく、内閣は国会に報告をいたします。国会においては、このような報告について十分御議論をいただくことになると考えておりますが、政府はその際、これを重く受けとめて、それらの意見

を踏まえて実施に当たることといたします。

また、両法案は、今後の国際社会への貢献という点で大変有意義なものであると考えるがどうかとの御意見であります。私もその点は議員のお考えと全く同感でございます。

また、援助隊法案における自衛隊活用の問題は、きょうまではほぼ四年間の活動状況を見ますと、災害の規模等によっては、被災地において自己完結的な能力を持ったものの活動が求められること、同時にまた、輸送手段を改善すべきことなどの課題があると認識をいたしておりますし、現地を視察をしていただいた方々のお話も承っておりますけれども、そういったことを参照して、自衛隊の活用をお願いを申し上げておる次第でございます。

また、三党合意に基づいていろいろ議論をいたしました。自衛隊とは別個の組織というものは、当初三党合意が作成された時点では完全に常設的なものが想定されて議論をいたしておりましたが、同組織が国際緊急援助隊にも参加することとされていたら私も理解をいたしておりました。ところが、PKO法案に基づき設立される国際平和協力隊は、事務局を除き基本的に非常設となります。同協力隊が国際緊急援助隊に参加することは想定されないことになりました。

政府としては、自衛隊の能力を活用すべく、参加を可能とする改正案を提出いたしておりますが、これは国際緊急援助隊を一層充実し、もって人道的分野での国際貢献を強化しようとするものであるから、その意味で議員御指摘の三党合意の趣旨に沿うものであると政府は考えております。また、今回の法案は、協力本部は自衛隊とは

はつきりと別組織なのかとのお尋ねでございますが、本部という常設の組織を総理府に設けるとともに、国連等からの要請を受けて政府として決定する都度、この本部において平和協力隊を組織するとともに、必要に応じて協力隊員の身分をあわせ有する自衛隊員により構成される自衛隊の部隊等の参加を得て、国連の平和維持活動に協力する体制をとることとしたものでございます。

なお、自衛隊の部隊等が行う平和協力業務についても、閣議決定をされた実施計画及び本部長が定める実施要領に従い行われるものであることは申すまでもございません。

また、御心配をいただきました、もし不慮の事故等に遭った隊員にはどのように対処するか。私は、このような場合については、国家公務員災害補償法等による補償措置を講ずるほか、当該隊員への賞金や金についても検討を進めているところであります。また、派遣された方の御苦勞、御功績に対しては、政府としてもその功績と名譽をたたえるべく十分配慮をしていきたいと考えております。

また、自衛隊の任務規定は、御指摘のように第三條は「直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に應じ、公共の秩序の維持に当る」ことを自衛隊の本来の任務と規定をいたしております。また、国連平和協力本部長の要請を受けて、防衛庁長官が自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせることは、自衛隊が長年にわたって蓄積してきた技能、経験、組織的な機能の活用を図るものであることとありますから、第三條の改正を要しないとともに、第八章に規定されている業務と同様の位置づけにな

るものであります。

いずれにしても、自衛隊の存立目的を要するといった変更を行うためには、防衛庁、政府内部はもとよりのこと、国民的な議論を経た上で行うのが適当であると考えております。

また、国際機関等からの要請はどういうことになるのかということですが、PKO法案第三條第二号に言う人道的な国際救援活動の要請を行行得る国際機関としては、法案「別表」に掲げているとおり、国連並びに総会によって設立された国際機関、国連の専門機関及び国際移住機関に限定していただいております。これらの要請を国連の決議と同様に人道的な国際救援活動の発動要件に係らしめることは問題はないと判断しております。

なお、要請というのは、人道的な救援活動を原則として文書によるアピールの形で、我が国政府または各国政府に求めることであります。適切な研修や訓練なくして効果的な活動は行い得ない、御指摘のとおりでございます。したがって、本部長の定めるところにより研修を受けなければならぬということに法案上処理しておりますが、その実施に当たっては、既に施設を有する関係省庁からの協力を得ながら、隊員に対して必要な研修を行っていく所存であります。

(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 伊藤茂君。

○伊藤茂君(櫻内義雄君) 伊藤茂君。

○伊藤茂君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました二法案について、総理に質問をいたします。

官 報 (号 外)

この法案は、これからの世界における日本の生き方、進路についての政府の姿勢を象徴するものであると思えます。しかし、どう考えても政府の考えは間違っています。私は、ポスト冷戦の国際社会で我が日本が「名譽ある地位」をどう占めていくのか、政府とは違うもう一つの積極的な貢献の考えを述べながら質問いたします。

総理、あなたはわずか一年足らずの期間のうちに、重大な政府見解を百八十度転換をさせました。昨年、平和維持軍については、武力行使を伴うということ、自衛隊が参加することはたとえ後方支援であっても憲法上許されないと総理自身も法制局長官も繰り返し強調してきたのに、今は平和維持軍を含む全面参加を提案し、それは憲法九条に違反するものではないとし、加えて政府統一見解では「従来の政府見解とも整合性を有する」としています。政府見解を根柢から覆しているものであります。先ほどの説明を伺いまして、弁解にもなりません。あなた方が国会で答えてまいったことと全く逆のことをここで言うのではありませんか。白は白、黒は黒であります。昨年の見解を否定した理由をはっきりと述べてください。

(拍手)
あなたはもう一つ変わりました。昨年の国会論議を通じて、PKOへの参加については自衛隊とは別個にというのが共通の認識、合意だったと思えます。しかし、この法案は、別個から自衛隊そのものの、併用でと変えました。自衛隊を部隊として公然と派遣することになりました。重大な変更です。平和維持軍を軍、フォースでなく隊と言うなど、よろしい衣を着せたつもりでございましょうか。我が党は、日本の国際貢献にとって

重要なのは国民合意であることを繰り返し要求してまいりましたが、あなた方はそのベースを変えたのであります。この重要問題をどうして変えたのですか。大型間接税は導入しないと公約しながら消費税を強行導入したのと全く同じであります。変えた理由をはっきり説明してください。

事柄は憲法判断に関する重要な問題であります。私は、この点で総理がどういう御信念をお持ちなのかを伺いたい。あなたの党に設置されている国際社会における日本の役割に関する特別調査会の中間報告草案なるものが報道されており、そのほかの場所でも小沢会長、すなわち前幹事長が見解を述べて、湾岸戦争での多国軍への参加も可能であり、積極的に検討する、防衛計画の大綱を見直すなどと述べています。国連協力ならは自衛隊の行動に憲法の制約は一切ないという趣旨であります。総理、あなたはこれを是としますか、非としますか。拒否すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、最近のPKOに関する国連の議論についてどういう認識をお持ちでしょうか。最近の国連では、平和維持機能、平和創造機能の強化が真剣に議論され、湾岸戦争のようなことが二度と世界で起きないようにどうするか、PKOだけでなくPMO、すなわちピース・メイキング・オペレーション、紛争予防措置の機能強化、PKOにおける文民の役割の拡大、PKOの活動範囲が選挙監視、人権、警察など大きくすそ野が広がっているのが最近の議論の新しい特徴であります。PKOと自衛隊問題だけで頭がいっぱいになっていないのは旧時代の発想であります。過去しか知らないで将来を見ないのでは、目が後ろにあって前

にないというのと同じではないでしょうか。総理は、国連の平和維持機能の今後にどういう見識をお持ちなのか、お聞かせください。

私は、政府に大きな平和戦略がなく、個別の問題であるPKOと自衛隊だけに没頭しているとは思えません。総理、今世界が音を立てて新しい歴史を刻んでいるのです。冷戦時代は終わったのであります。歴史的な新しい現実を認識して、スケールの大きい発想で新しい政策を考えようではありませんか。私は、ポスト冷戦、ポスト湾岸の世界で、我が日本が誇りある役割をすべきだと思います。ヨーロッパではパリ憲章やCSCEを中心にして冷戦後の新しいシナリオが実現しました。アジアでも事態はよい方向に進展しています。なぜ総理は、CSCE、すなわち全アジア安保協力会議のような大きな平和構想と展望を提唱しないのですか。今は、米ソに大胆なアジア軍縮構想を提起する絶好の機会ではありませんか。それは既に幾つかの国から提案され、提唱されている問題であります。同時に、それはまさに日本に最もふさわしい提唱ではないでしょうか。どうお考えになりますか。

自衛隊の海外派遣について、今中国や韓国、朝鮮民主主義人民共和国など近隣諸国から懸念の声が上がっています。報道によれば、昨日、中山外務大臣と会談した中国、韓国の外務大臣が強い懸念を表明し、また、昨日、韓国の盧泰愚大統領も自衛隊海外派遣に慎重な対応を求めています。最も近い国から国会審議の前日にこのような発言があるとは重大なことであり、私は、この法案に示されたような発想をやめて、新しい軍縮時代の構想を提起し、歴史の反省と将来への誓いを鮮

明に内外に宣言する中から、世界とアジアに貢献する日本の進路が開けると思いますが、近隣諸国のこの懸念にどう対応されますか。(拍手)

総理、私は提案します。このような中で今PKOに派遣しようとしている自衛隊についても、私は大胆な削減、大胆な改編の計画を提起すべきだと思います。仮想敵国を設定した戦争への準備はもう要らないのです。大きな戦争をする危険性はどこにあるのですか。自衛隊の削減計画を立て、平和協力、平和国土建設、災害対策など、新しい組織を創設していく展望の中でPKO協力を具体的に構想すべき時代を迎えていると思えます。当然削減した軍事費はこの新しい分野に振り向けます。当然のことです。これこそが新時代における本場の軍縮であり、国際貢献ではないでしょうか。我が党は、このような立場から、非軍事、民生、文民による活動を基本とする組織を創設し、三年後を目途に国際平和協力庁を設立しようということを具体的に提案をしているのであります。(拍手)

世界が新しい軍縮時代を迎えて、どの国も軍縮政策を推進し軍事費を削減しているときに、日本だけが自衛隊を強化して世界公認の軍隊として海外でも活動させようとするのですか。軍縮をして国際貢献をするのが世界の歴史の方向なのに、この五・四％の防衛費拡大の概算要求など、軍拡をして世界に軍隊を出す方向は、まさに古い頭であります。あなた方自民党は歴代、憲法を邪魔にしました。憲法九条があるからこそこそで積極的な平和外交をしてこなかったのではないですか。そういう軍縮構想について総理はどうお考えですか、お聞かせください。(拍手)

そういう立場から、私は幾つかの具体的な問題点を指摘して答弁を求めたいと思います。

まず、武器の使用と範囲について、派遣される自衛官については国連が必要と認める限度でということ、事実上制約がありません。内容は不透明であります。事柄は具体的であり、抽象論では困ります。今までのPKOの武器の実績は御承知でしょう。国連事務総長が認めたら、対戦車ロケット砲や装甲車も持たせるのですか。外国人のための武器使用もあるのですか。共同で行動している外国人が攻撃された場合に、それは対象外ということなのでしょうか。はっきり具体的にお答えください。

武器の使用と武力行使の概念を分けたことは国際社会では通用しない、言葉の遊びやへ理屈でこまかしてやる姿勢はよくない、これは小沢前幹事長発言として報道されている言葉でございます。どう思われますか。

また、撤収の条件の問題があります。法律には規定がなくて実施計画で、派遣の終了を含む実施計画の変更があり、業務の中断で一時退避するとしておりますが、国連の統一した指揮下で活動するPKOから、危険な状況になったときに日本の自衛隊だけが撤退することが国際的に通用するのでしょうか。だがその判断をするのですか。現場で突然発生する事態に対して首相官邸から現場指揮することは不可能でありましょう。いかがですか。

さらに大きな問題として国会承認問題があります。自衛隊法七十六条、七十八条で、緊急出動や治安出動でも国会承認が義務づけられているのに、海外に出動をするのについて報告だけで承認

認は不必要というのはいまに論外であります。(拍手)これは自衛隊管理の基本であるシビリアンコントロールを排除するものであります。議會を無視することは国民を無視することである、このことを政府は忘れていられるのでしょうか。総理の見解を伺います。

私は、政府がこの法律の成立をなぜ急ぐのか、いつ、どこに急いで自衛隊を派遣する必要があるのかという国際情勢の判断を伺いたいのではありません。また、カンボジアが重要な国際問題の焦点になっておりますが、それに対する政府の見解を聞きたいのであります。

この七月、私たち与野党の政策担当者でカンボジアを訪問いたしました。その後の状況を見ますと、特徴的なことは、カンボジア各派がシアヌーク殿下を中心に自主的に和平と建設を進めようとする意欲と努力が高まっていることとあります。来月にはパリ会議で調印という方向に進んでいることを私は本心に喜んでおります。もはや大規模な平和維持軍を派遣して管理するような状況ではございません。このような進展の中で日本のとるべき措置は、カンボジアでの自主的な和平を支持し促進する役割を果たしながら、戦乱で破壊された国土の復興と再建のために努力をすることとあります。軍事的に管理するかのような印象を持たれるような行動は絶対に避けなければなりません。政府は、この法案によって自衛隊のカンボジア派遣を現実にするのですか、計画しているのですか、お答えください。

国際緊急援助隊派遣法の改正についても、私は常設の組織として設置されるべきだと思います。自衛隊を部隊として導入するという発想ではなく

て、自衛隊員を含む広い分野からの志願、公募で新しい組織をつくるべきではないでしょうか。なぜそういうわかりやすい発想が持てないのか、国民は疑問にしていると思います。

総理、最後に改めて新時代の世界の中の日本の進路についてのあなたの見解を開きたいのであります。

ポスト冷戦の世界の中で、日本国憲法や国連憲章の精神が今新しい構想を持ってよみがえるときが来たと私は思います。世界が新しい歴史に向かって熱っぽい議論をしているときに、また懸命の努力をしているときに、政府は自衛隊派遣問題だけに夢中になっているかのように見えます。もっともっと大きな平和と戦略を今こそ立てるべきではないでしょうか。

先日、ドイツの新聞シュピーゲルにバイスゼッカー大統領が次のような趣旨の見解を述べておりました。湾岸戦争は終わった。このようなことが二度と起こらないよう新しい努力を国連中心にやらなければならぬ。同時に、我がドイツは日本と一緒に国連安保理常任理事国を目指すということとでいいのだろうか、私はそうは思わない。人類は今、地球規模の環境や貧困に迫られている。今、ブルーヘルメットと同じくらしいグリーンヘルメットという大きな目標を立てなければならぬ。我がドイツは、そういう人類の新しい課題の提唱者となり、担い手になりたい。

そういう大きな構想や発想が政府にないことを私は本心に残念に思います。世界の首脳と肩を並べる先見性のある大きなスケールで国民に語る政治が今こそ求められているのではないのでしょうか。そういう新しい座標軸を持たないこの法案

に、社会党は反対であります。私たち社会党は、世界に貢献するもう一つの道を積極的に主張してまいります。

総理、現臨時国会はあとわずかの日にかございませぬが、この法案の行方にはまだ時間がありそうです。改めて再検討し、全政党政会派で協議し、文字どおり国民合意のものにやり直すようではありませんか。それを強く求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣海部俊樹君登壇〕

○内閣総理大臣(海部俊樹君) 伊藤議員にお答えを申し上げます。

国連平和維持隊は、紛争当事者の間に停戦の合意が成立し、紛争当事者が平和維持活動に同意していることを前提条件として、中立・非強制の立場で国連の権威と説得によって停戦確保などの任務を遂行するものであります。強制的手段によって平和を回復する機能を持つものではありません。

政府としては、このような状況でありますから、武器の使用と我が国憲法九条上禁止されている武力の行使との関係は、十分慎重に検討を行っているまいりました。その結果、平和維持隊に参加する場合の武器使用は、要員の生命等の防護のために必要最小限のものに限ることを中心要素とする基本方針を取りまとめたところでございます。この基本方針に従って立案された法案でありますから、我が国が平和維持隊に参加して活動する場合、紛争当事者間の停戦合意が破れるなどによって平和維持活動が必要とする前提が崩れた場合であります。こういった場合には、当然任務を中止いたしますし、我が国から参加した部隊の派遣も

官 報 (号 外)

終了するわけであり、憲法上の武力の行使をするという御批判は当たらないと思います。

また、従来の政府の見解は、我が国が何らの前提を設けることなく平和維持活動に参加する一般的な場合についての解釈を示してあったものであり、今回は法案を設けて参加する場合について、今回は法案に基づいて書いておりますから、その点を御留意いただきたいと思ひます。

また、国際の平和と安全の維持のための活動に的確に、迅速に協力するためには、自衛隊が長年にわたって蓄積してきた技能、経験、組織的な機能を活用することが適切であると判断をし、政府部内で検討した結果、人道的な国際救援活動の両方に自衛隊の能力を活用することが適当であると考えるに至った次第であります。今回の法案では、国際平和協力本部という常設の組織を総理府に設けるとともに、国連からの要請を受け、この協力を政府として決定する都度、本部において平和協力隊を組織するとともに、必要に応じて、国際平和協力隊員の身分を併有する自衛隊員により構成される部隊等の参加を得て、平和維持活動に協力する体制をとることとした次第であります。

また、自民党の党内議論にもお触れになりましたが、いろいろな御議論、御研究がなされておることとはよく承知をいたしております。ただ、政府としては、今回の法案を提出いたしますに当たって、自民党の了承もと、また政府自体の考え方もここに明らかにして、提出をいたしております次第であります。

また、国連の平和維持機能の今後については、これはもう地域紛争の平和的解決に貢献し、国際

平和に貢献するという以上、積極的な役割を果たしていくことが期待されておるものと考えております。

また、なぜCSCA、全アジア安保会議を提唱しないかということでございますけれども、一般的に申し上げますと、今アジアの地域の実情というのは、政治的環境が存在しておる欧州とはいささか異なっております。アジア・太平洋は、朝鮮半島における南北の対峙や日ソ間における北方領土問題やカンボジア問題など、依然として政治的対立、紛争が未解決でありますから、このような環境を整備して、話し合いができるような状況をつくるために、二国間及び多数国間の外交努力を今行っておりますのでありますから、そういったことができる環境づくりのために、今努力をしておるさなかだということでございます。

また、自衛隊の海外派遣に関する近隣諸国の反応について申されましたけれども、国連の決議というものを受けて、停戦の成立の合意というものがあつて、中立・非強制で行うわけでありまして、要請を受けて行うPKO活動というものは従来の軍隊ではありません。また同時に、近隣諸国のすべての国々のいろいろな同意を得てから行う行為であるということも、私は御理解をいただきたいと思います。

また、私自身、東南アジア近隣諸国の首脳会談を行いますときは、これらの考え方は説明をし続けてまいりましたし、過日、シンガポールにおいても、中国においても、私の政策演説でこの日本の考え方は申し上げてまいりました。他国に脅威を与えるような軍事大国にならないという我が国の基本方針が不変であることなどについて十分な

説明を行い、今後とも近隣諸国にはこれらの問題についての内容を十分に御説明をしていくつもりでございます。

また、自衛隊の部隊等は、閣議で決定される実施計画に従つて武器を保有いたします。武力による威嚇または武力の行使に当たるようなものであつてはならないということは、法案にもきちっと書いてある次第でございます。

その武器の使用については、外国人のための武器使用もあるのかというお尋ねでありましたが、法文の中の任務規定としてはそれは書いてございません。しかし、具体的な状況にもよりますけれども、日本人であると外国人であるとを問わず、自己または他人の生命を守るための正当防衛及び緊急避難の考え方を否定したものではないと考えております。

武器の使用と武力行使の概念を分けたことは、これは日本国憲法における武力の行使というもののについて、先ほど申し上げたように、十二分な検討をいたしました。武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要最小限度のものに限られることとして参加するわけでありまして、ですから、我が国の参加要員によって、みずからの生命等を防護するために武器の使用があつたといふとしても、それが憲法九条の禁ずる武力の行使に該当することにはならないものと考えております。

いわゆる派遣に関する基本五条件の中で、撤収に關しては、この法案では、基本方針の一から三までのいずれかが満たされない状況が起つた場合に、必要と認めるときは、実施計画の

変更という形で、派遣の終了を閣議決定により決定するということが明確に規定されております。

また、協力業務を行うための前提が崩れた場合に、派遣の終了に至るまでの過程で行う業務の中断については、本部長が作成し、必要に応じて変更するものとされている実施要領に従つて行われることになっております。

また、国会承認についてお触れになりましたけれども、我が国として国際平和協力業務を行うことが適切であるか否かについての判断は、国会で議決をいただくこの法律の枠組みの中で、内閣の判断と責任においてなされることが適切であると考えており、このことは憲法及び自衛隊法上問題はないものと考えてます。

また、カンボジア問題に關しては、最近のSNCを初めとする関係者の努力によって解決に向かつていることは、これは御指摘のとおりでございます。そうして、私どもはアジアの一員として、我が国の立場に相ふさわしい貢献を行う必要があると考えておりますが、カンボジアについていかなる貢献があるかというところは、国連から各国に対して行われる要請がまだ具体化しておりませんので、具体的に要請がございました段階で、それを踏まえ、国内の準備状況をも総合的に勘案した上で検討なさるべきこれから問題であると考えております。

私は、新しい時代の日本は、歴史的変革期にある世界に於いて、国際社会で主要な地位を占めるに至つた我が国は、みずからの役割と責任を自覚をして、平和憲法のもとに軍事以外の面で、持てる経済力、技術力、経験を生かし、世界平和の繁栄と安定をもたらす新しい秩序づくりに我が国と

して積極的に貢献をし、参加をし、必要な役割の分担も進んでいくべきだと考えております。また、従来より国際協力構想を打ち出してまいりましたが、さらに地球環境、麻薬、テロなど地球規模の問題への取り組み強化にも協力を進めていく考えであり、地球の視野に立った国際協力を促進してまいります。

また、この二本の法案は、先ほど趣旨説明いたしましたとおり、またたいては御質問にお答えしましたとおり、国際社会に対する新しい協力という分野において私は必要なものであると考えて、政府は提案をいたしました。どうか御審議の上、成立に御協力くださるよう強くお願いをする次第でございます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 渡部一郎君。

〔渡部一郎君登壇〕

○渡部一郎君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました国連平和維持活動に対する協力に関する法律案並びに国際緊急援助隊派遣法の一部改正案について、総理並びに関係大臣に対して質疑を行うものであります。

今、本院は、国連の創立以来四十六年目にして初めて、国連活動の中で最も著名にして有効な平和活動である世界で推奨された平和維持活動(PKO)について、我が国の貢献をいかにするかを論議を集約しようとしているのであります。同僚議員の輝ける英知と国際関係への洞察による討議を期待するものであります。

私は、国連が二十一世紀への展望を持つ唯一の世界組織であり、国際の平和と安全の維持、諸国

間の友好の発展、経済的、社会的、文化的発展と人権の確立のために重大な貢献をしてきたことを賛嘆したいと存じます。ただ、我々日本は、外国の好意と信義とに受け身で対応し、国の安全をゆだねていいものではないと存ずるのであります。国連を通じて進んで外国とも手を組んで、苦楽をともに分かち合い、世界の平和を確立するためには忍耐と協調をもって努力しなければならぬのであります。四十六年目のPKO討議は遅過ぎたかもしれないけれども、目覚めた日本国民の大きな一歩前進であると胸を張ってまいりたいものと思存じます。(拍手)

昨年八月、イラクによるクウェート侵攻は、我が国民に対し国際貢献をどうしたらいいのかを迫る意味でも衝撃的事件となったのであります。そして、その結果として、一國平和主義ではいかぬぞ、物、金の協力だけではなくて人の面でもこれぞよいのかとの論議が高まりまして、自公民三党の間で、PKOに協力する組織を新たに設置しようといういわゆる三党合意が生まれましたことは、本法案の前提となる大成果でありました。(拍手)

我が党は、これまで外交、内閣、安保の合同部会を十回、衆参両院議員懇談会等八回、合計十八回に及ぶ全党的論議を重ね、全国から多くの方々の意見を聞き、また現地視察に数組のメンバーを派遣して意見集約を行ってまいりました。その上でこの法案が、これまでの日本の国家政策の大きな節目となる重要法案であるとの認識から、次の諸点について政府の見解をただしたのであります。

質問の第一は、国連の平和維持活動は、国際紛

争の鎮静化や再発防止のため、当事国間の同意を得て行われる活動であり、しかも武力行使を目的・任務としない平和活動でありますから、PKOへの参加は、日本国憲法に言う「専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」というたれた部分にも合致するものと思ひます。したがって、国連のPKO活動に参加し、国際平和に貢献していくことは、国連中心主義を掲げる我が国外交姿勢の上からも極めて重要であり、国際社会における我が国の当然の責務であるというのが公明党の基本的な考え方であり、政府はどうか考えられるか。

また、国連憲章は、集団的自衛権並びに戦力の行使による国際紛争の解決方法を認めるために日本国憲法との整合性がないとの批判があります。が、政府はこの点、どう考えておられるのか、まず伺いたいののであります。

質問の第二は、現在、国民世論の大勢は、国連のPKOには参加すべきだが、これを契機に自衛隊の海外派兵に道を開くことにはならないかという率直な不安についてであります。

第二次大戦の反省から我が国は、平和憲法のもと、国民的コンセンサスとして海外派兵を厳禁してまいりました。自衛隊の認められている海外派遣でさえも、海上自衛隊の遠洋航海、南極観測支援など少数の例に限定してきたのであります。今回、国際平和協力隊、国際緊急援助隊への自衛隊参加によって、こうしたこれまでの海外派兵への歯どめが失われるのではないかと国民の危惧が依然としてあるのであります。政府は、こうした国民の危惧及び派兵への歯どめについてどう考え

ておられるのか、伺いたいののであります。また、湾岸戦争における多国軍あるいは将来設置もあり得る国連軍のような武力行使を目的とするものに対しては、今後とも我が国は参加することはできないと明言できるのかどうか、あわせて伺うものであります。

質問の第三は、PKF、平和維持隊への参加と憲法上の問題であります。

政府は、平成二年十一月六日の国連平和協力特別委員会での私の質問に対して工藤法制局長官は、「停戦監視団的なものに対しては我が国は参加できる場合が多いと思ひますし、平和維持軍的なものに対しては参加することが困難な場合が多いのではなからうか」と複雑なことを述べられました。また、昭和五十五年の鈴木内閣答弁書において、目的・任務が武力行使を伴うものは憲法上許されないとしてきました。今回のPKFへの参加は、これらの見解から大きく変化したと考えておりますが、そのいきさつについて政府の明快な答弁をお願いしたいと存じます。

質問の第四は、政府の言うPKO参加五原則についての取りまとめの労を多とするものであります。PKFの武力行使については、部隊の任務の遂行を妨害する行為に対する武器使用は、憲法で禁じる武力行使に当たる可能性があると除外されております。生命の防護のため必要最小限の武器使用だけを認めようとしております。現実の問題として、両者の差、判断責任の所在を明らかにしていただきたいのであります。また、政府の示した五原則では、停戦、同意、中立が崩れる状況のもとで撤退するわけでありませんが、法文上明快ではありません。なぜ撤退を明示しなかったの

官 報 (号 外)

か、だが撤退の判断を行い、どう行動するのかを明らかにしていただきたいのであります。また、撤退が国際的に認められているのかも明らかにしていただきたいのであります。

質問の第五は、国会承認に關してであります。

我が党は、PKO参加の五原則が法制化され、実施に当たってこれが厳守され、かつ国会報告が適切に行われれば、シビリアンコントロールは厳格な意味で確保されるとの認識に立っているわけであり、政府としては、各国の状況及び国連関係者の立場からの意見を踏まえ、どう考えられているのか、お答え願いたいのであります。

質問の第六は、協力隊員の携行する武器の範囲についてであります。

法案では、国連事務総長が認める武器を携行するとしておりますが、その範囲はどこまでか、明らかにしていただきたいのであります。政府案を見ると、平和維持隊と軍事監視団については、原則として自衛隊員以外の参加を除外しているようにも見えますが、民間人、ボランティアの方々の参加の道をむしろ拡大すべきであると考えておりますが、政府の所見を伺いたいのであります。

第七に、日本のPKOへの参加については、中国を初め一部のアジア周辺諸国では、自衛隊の海外派兵と混同して、日本が再び侵略を起こすのではないかと危惧も出されていますが、これら諸国の理解を求めることは不可欠と思いますが、どう考えられるのか。むしろ、パールハーバー五十年を機に、第二次大戦における日本の過る過去に決別意思を明らかにし、謝罪の意思を表示することが大切だと思いますし、それに伴うさまざまな施策を行うことが大切と思いますが、政府としては、これらの点をどう決意されているか、伺いたいのであります。

また、政府はPKO参加を口実として防衛予算を増額することがあつてはなりません。むしろ、世界第三位の防衛費を持つ日本としては、国際緊張緩和の方向に沿って防衛費の削減を行うことこそ周辺諸国の理解を得る道だと信じるものであります。また、PKO担当官庁である総理府に對して、人員、予算の明確な割り当てを行うことが大切です。これが諸外国に対する信頼を獲得する一つの道になると考えますが、それぞれについて政府の見解を求めるのであります。

第九に、国際緊急援助隊への自衛隊の参加について伺います。

国際緊急援助隊は、昭和六十二年九月の法制定以来、十九件の国際救助活動を行い、各国から高い評価を受けております。その間、被災民の救援活動に従事されてこられた隊員の方々の御尽力に對し、改めて敬意を表するものであります。創設に当たりまして、積極的な発案者でありました公明党の一人としても、深い満足の意を表したいと存じます。

しかし、これまでの国際緊急援助隊の活動の実情を見ると、規模が余りにも小さく、広報宣伝も十分でなく、自衛隊の参加が認められてこなかったこともあり、機動力や援助隊員の後方支援も不十分であったなど、種々の問題が指摘されてまいりました。私は、国際緊急援助隊の派遣の効果を一層高からしめるため、自衛隊員参加は一般的に言つて妥当なものと考えるのであります。もちろん憲法に合致し、武力行使の任務を持たない非

武装でなければならぬと考えますが、国際緊急援助隊の規模、装備もあわせて明確な政府の方針を伺いたいのであります。

最後に、PKO協力隊員にせよ、国際緊急援助隊員にせよ、我が国民を代表して、ある意味で危険を伴う業務に身を挺して活動するわけであり、したがって、こうした国際的な業務に携わる方々の待遇と名譽については、政府として特段の配慮を行うとともに、これを顕彰していく必要があると考えます。同時に、隊員の参加に当たっては、部隊参加といえども個人の意思を最大限に酌み取り、嫌がる者を派遣するようなことのないように配慮すべきだと存じます。

この点もあわせて政府の見解を伺い、私の質問とさせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣海部俊樹君登壇〕
○内閣総理大臣海部俊樹君 渡部議員にお答えを申し上げます。

国連を通じて外国とともに手を組んで、苦悩を分かち合い、世界の平和を確立するために忍耐と協調をもつて努力をしていかなければならないという御意見には、私も率直に同感でございます。同時にまた、国連の平和維持活動は、当事者間の同意を得て行う活動でありまして、武力行使を目的としない平和活動でございます。この法案によるPKOへの参加は、憲法前文にも合致するとともに、国連中心主義を掲げる我が国の外交姿勢の上からも重要と思うがどうかというお尋ねでございますが、私は全くそのとおりに考えております。日ごろ国会で、国連議員連盟の事務局長として高い御理解と御協力をいただいております御見識に、この際、改めて敬意を表する次第であります。

す。(拍手)

また、国連憲章が国連の目的としている国際の平和と安全の維持は、我が国憲法の掲げる平和主義、国際協調主義の理念とまさに軌を一にするものでございます。集団的自衛権にお触れになりましたが、我が国が国際法の上でこのような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然のことであると思ひますが、憲法九条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しておりますので、集団的自衛権を行使することはその範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考えております。

また、海外派兵の問題についてもお触れになりましたが、武力行使の目的を持って武装部隊を海外へ送るものではございませんから、これらのことについては、明確にこの法案の中で歯どめがかけております。

また、今回のPKOへの参加について、内閣法制局長官の答弁とかあるいは昭和五十五年の鈴木内閣当時の答弁書との比較にお触れになりましたが、今回の国連平和維持隊は、紛争当事者の間に停戦の合意が成立して、当事者が平和維持隊の活動に同意していることを前提にして、中立・非強制的立場で国連の權威と説得によって停戦確保等の任務を遂行するものでありまして、強制的手段によつて平和を回復する機能を持つものではありません。そして、武力の行使との関係についても慎重に検討を行いましたが、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限ることを中心とした基本方針を取りまゝとめておる次第であります。

また、平和維持隊が武力行使を行うようになった場合にはどうかという点については、平和維持隊そのものは武力行使をしないのでありますし、行うような事態になった場合には、これは平和維持隊に参加して活動する前提自体が崩れた場合でありますから、短期間にこのような前提が回復しない場合には、我が国から参加した部隊の派遣を終了させることなどの前提を設けておりますので、憲法九条上のいろいろな批判は起こらないと考えます。

また、従来の政府の見解は、我が国が何らの前提も設けずに平和維持隊に参加する一般的な場合についての解釈を示したものであります。特に前提を設けて厳しい枠組みをつくっております今回の場合については、今回の法案に基づいていろいろ御検討を賜りたいと考えております。

また、生命等の防護のための必要最小限度の武器使用というのは、これはその必要があるかどうかということ判断するのは個々の隊員でございます。そして、あくまで自己等の生命の防護のためのみと限定をいたしております。

また、法案には、紛争当事者の停戦の合意が存在しなくなった等基本方針の、例えば停戦合意とか当事者の同意とか中立的立場の厳守といった原則のいずれかが満たされなくなった場合の手続としては、実施計画の変更という形で閣議で派遣の終了を決定いたします。なお、基本原則が満たされなくなった場合に派遣を終了することに国連が異議を唱えることはないことを、国連との間でも確認をいたしておりますし、きょうまでもこのような事例は起こっておりません。また、参加五原則の法文化と適切な国会報告で

シビリアンコントロールを確保しろとの御指摘でございます。

私は、我が国参加の前提としておる五つの方針は、この意味において重要な政策方針であり、この方針は法文の中に明らかに五つともあらわされております。また、閣議で定める実施計画の内容や自衛隊が行う業務の実施結果、実施状況について国会に報告することを法案に明記するなど、種々の必要な措置を盛り込んでおるところであります。こうした内容を法案に盛り込むことで、報告を受けての国会の御議論もあり、また、御指摘のとおり、十分シビリアンコントロールが確保されているものと政府は考えております。

また、武器の範囲についてお述べになりましたが、協力業務に従事する場合の装備については、武器を含めて、閣議で決定する実施計画において具体的に定めるところとなっております。この場合、武力による威嚇または武力の行使に当たるものであつてはならないことや、国連平和維持活動等の趣旨に照らして、法案の協力業務に関する条項の実施に必要な範囲内で定められることとされております。また、いわゆる個人参加の協力隊員の携行する武器は、小型武器の中から選択されますし、自衛隊の部隊等の参加の場合には、従来の通常の例ではけん銃、小銃、機関銃及び装甲車であり、通常ほとんどの場合、これらで我が国も十分役割を果たし得るものと考えております。

平和維持隊と軍事監視団については、原則として自衛隊員以外の人の参加を排除しているが、民間人、ボランティアの参加の道を考えていないのかというお尋ねでございます。

このことにつきましては、国連からの要請がある

場合、参加者はこの二つの平和維持隊と軍事監視団については軍人であることを要件としており、我が国においては、かかる要件を満たす者は自衛隊員以外にないのであります。これらの業務以外の業務については、自衛隊員以外の方の参加が可能となっております。また、政府としては、広く各界の国民の皆さんに参加をさせていただけることを強く期待をしておる次第でございます。

また、アジア周辺諸国に対しては、我が国は、過去の歴史に対する厳しい反省のもとに、平和国家の理念と決意を政策に反映する努力をきょうまで行つてまいりました。私も、アジアでの首脳会議や、シンガポールや中国等において行った政策演説の中においても、今回、このこととともに厳しい反省の意も表明をいたしてまいりました。今後とも、我が国の基本的な立場、法案の持つております内容、制約、目的等については、近隣諸国には繰り返し誠意を持って御説明を続けるつもりでおります。

また、これを口実に防衛予算を増額させるのではないかとという角度のお尋ねでありましたが、今回の法律に基づく経費については、各業務を所掌する組織の別等に従つて予算措置を講じますし、また、防衛予算は中期防に従つて適切に進めていく考えであり、PKOの参加を口実として防衛予算を増額しようとする意図はもとよりございません。

また、担当官庁である総理府に対して、人員、予算の明確な割り当てを行うべきではないかとお尋ねがございましたが、国際平和協力業務等に係る経費については、各業務を所掌する組織の別に従つてこれを予算措置いたしますし、また、国

際平和協力本部の設置、運営に必要な経費は、総理府において予算措置してまいる考えでおります。

また、PKOの協力隊員の待遇と名誉については、格段の配慮を払うべきではないかとお尋ねがございました。

政府ももとよりそのように考えており、万一隊員が亡くなったり、または負傷した場合等については、国家公務員災害補償法等による補償措置を講ずるほか、当該隊員への賞状や金等についても検討を進め、また、隊員の名誉については、政府として十分に配慮してまいりたいと考えております。

また、国際緊急援助隊員の待遇と名誉についても、必要な経費を国際協力事業団も負担しているほか、国際緊急援助隊員の榮譽をたたえるために、これまで、これに参加した地方公務員や民間の方々に対し、外務大臣の表彰や感謝状の授与を行うなどの措置をとつておられますけれども、今後とも一層、緊急援助隊員の待遇等については適切に対処してまいりたいと考えております。

また、個人の意思についてお触れになりました。提案申し上げておるこの法律案が成立し、国際協力事業や国際緊急援助活動が新たに自衛隊の任務として付与されれば、自衛隊員は命を受け、これらの業務、活動に従事されるものであります。隊員諸君もその任務遂行に当たつてくれるものと考えております。もとより、これらの業務、活動に従事させるに当たっては、十分な説明を行うとともに、隊員の個人的事情等をしんしゃくするこ

とは必要なことであろうと考えております。

残余の問題については、関係大臣から答弁いたします。(拍手)

〔国務大臣池田行彦君登壇〕

○国務大臣(池田行彦君) 渡部議員から私に対する御質問は五点ございました。すなわち、平和協力業務に従事する自衛隊員の携行する武器の範囲、第二がPKOの参加と防衛費の関係、第三が国際緊急援助隊に参加する自衛隊の武器携行の有無、第四が国際緊急援助隊の規模と装備、そして最後に、PKOあるいは緊急援助隊に参加する自衛隊の意見、意思の尊重という五点でございます。

そのうち三点につきましては、総理から御答弁ございました。私からは、残余の二問、すなわち、緊急援助隊に参加する際の自衛隊の武器携行の有無と、その規模、装備について御答弁申し上げます。

自衛隊の国際緊急援助隊への参加につきましては、これは、海外における自然災害を中心とする大規模災害に対して我が国の緊急援助体制を一層整備する、こういうことを目的にするものでございまして、御指摘のとおり、武力の行使を目的にするものではないと、憲法には何ら反するものではないと、思っております。

そして、現在までの国際緊急援助隊の例によりますと、被災国におきまして、治安の状況等による危険がございまして、援助活動に携わる要員の生命等を防護するために武器の使用が必要と認められる、このような場合にはそもそも派遣をしておりませんでした。今後におきましてもそのような場合には派遣をしないということを、今回の改

正に際しまして、閣議で決定して再確認したところでございます。したがって、被災国内に、国際緊急援助隊を構成する人員の生命等の防護のために自衛隊員が武器を携行することはございせん。

なお、緊急援助隊に参加する自衛隊の部隊等の規模につきましては、災害の規模とか種類、あるいは援助活動の内容等によりましていろいろ異なっておりますので、あらかじめこの規模がどうであるということをお示しすることは非常に困難でございます。

それからまた、言うまでもないことでございすけれども、被災国の要請に応じて派遣するものの部隊等の参加は、自衛隊の本来の任務遂行に支障のない限度において行うことになっております。そういった点から申しましても、おのずからその派遣規模には一定の限度があるということと御理解いただけるかと思っております。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) 総理の御答弁、私から一点補足をさせていただきます。

国連平和維持活動等に対する協力に関する法律案に基づく国際平和協力業務などに係ります経費についてのお尋ねであります。

これは、各業務を所管する組織の別などに従い、これを予算措置することとしておりまして、本法律案成立後の状況を踏まえまして、必要があれば実施計画を定め、海外派遣などを行うことになっております。ですから、仮に必要が生じた場合は、その具体的な予算措置につきましても

その時点で適切に対応することとなると考えております。

議員からは防衛費に関連してお尋ねをいただいたわけですが、最近の国際情勢、厳しい財政事情などを勘案いたしまして、国の他の諸施策との調和を図りながら、効率的で節度ある防衛力の整備を進めるための必要最小限の経費を計上してまいりましたこと、議員御承知のとおりであります。

また、中期防衛力整備計画につきましては、その三年後の見直しに当たりまして、先般の一千億円の削減措置を重要な要素として勘案することといたしております。新中期防の計画期間中の各年度の防衛予算の編成に当たりましては、この措置を念頭に置きつつ実施することによりまして、結果としてこの措置が当該期間中の防衛関係費の総額に反映されることとなること、前国会で御答弁を申し上げた内容を全く変えておりません。

(拍手)

○議長(橋本龍太郎君) 古堅実吉君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔古堅実吉君登壇〕

○古堅実吉君 日本共産党を代表して、国連平和維持活動等協力法案並びに国際緊急援助隊法一部改正案について質問いたします。

首相、ことは太平洋戦争五十周年、中国侵略六十周年に当たります。二千万人のアジア諸国民、三千万人に上る日本国民を犠牲にしたあの侵略戦争を真剣に反省しなければならぬ。この年に、自民党政府は、その反省どころか、長年ねらいつけてきた自衛隊の海外派兵を実現する法案を本国会に提出したのであります。私は、日本と世

界の平和を目指して奮闘する日本共産党として、また、沖縄戦や広島、長崎の被爆など、悲惨な戦争を二度と繰り返してはならないといふかたい決意で反戦・平和のために尽くしてきた一人として、日本国憲法の平和原則を踏みにじるこの法案を断じて許すことはできません。(拍手)

しかも、海部内閣は、アジア諸国で不安が広がるような強大な軍隊となった自衛隊の海外出動を合理化するために、事もあるに憲法前文を持ち出すという、まことに許せない態度までとっております。首相は、憲法前文の一部を恣意的に引用して、国際協調主義の理念、平和主義の理念、自分のことだけを考えておってはいけぬという、一國平和主義はだめだという考え方、そういうものを具現化していくために自衛隊を海外に派遣させるのだと述べております。これは、まさに憲法前文の驚くべき歪曲による悪用であります。

憲法前文は、あの侵略戦争の痛苦の教訓の中から、政府の行為によって再び戦争の惨禍を引き起こすことがないように決意し、日本の安全と生存は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」保持することを明確にしております。これは、紛争の平和的解決の原則を示したものであります。さらに、絶対主義的天皇制のもとで、独善的な国家主義的傾向が侵略戦争へ駆り立てたという反省から、「いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」と述べて、民族自決権と主権尊重、平和共存を追求する立場を示したのであります。この平和原則の三つの柱は、我が国の軍事面での国際協力、軍事的手段による国際貢献を一切否定したものであります。首

相、この憲法前文のどこに自衛隊を海外に出動させる論拠があるというのであります。しかと伺うものであります。(拍手)

また、憲法前文の平和原則で明確なように、一切の軍事的手段を排除した平和的貢献こそ、我が国にとるべき国際貢献のあり方ではありませんか。明確な答弁を求めます。

一九五四年六月二日、参議院本会議は、「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」を採択しました。この決議は、憲法前文と第九条が自衛隊の海外出動を禁止していることを国権の最高機関として確認したものであります。首相は昨年、この決議は、武力をもつての海外出動の場合だとおっしゃいました。しかし、決議が一切の海外出動を禁止したものであることは、この決議案の提案理由の説明でも、また一九七〇年三月の参議院予算委員会において当時の高辻内閣法制局長官が、武力行使に限定して解釈すべきではないと明言していることでも明白であります。首相、あなたはこの国会決議を勝手にねじ曲げて踏みにじり、自衛隊の海外出動を強行することが許されるところと考へておられますか。明確な答弁を求めます。(拍手)

憲法が戦力による我が国の国際貢献を想定していないことは、憲法制定議会での審議経過でも明確であります。今年四月十八日の参議院内閣委員会においても、内閣法制局は、「戦力による国際貢献」というものは当時想定していなかった」と明確に答弁しているのであります。首相は、この確定解釈を変えようというのであります。明確にしてください。

憲法前文と第九条の徹底した非軍事の立場とは

どういふものであったか。一九四六年四月二十二日の枢密院憲法改正審査委員会における憲法改正案の趣旨説明において、幣原総理大臣は、今後は新武器の発明または整備よりも、全然武器使用の機会をなくすることを最優先の目標として、この条項を草案の一部としている次第であると明言しておるのであります。首相は、憲法制定当時のこうした政府説明や論議を無視されるというのか、明らかにされたいのであります。(拍手)

自衛隊による国連協力についてはどうか。憲法制定議会において幣原内閣大臣は、国連から軍事的要請があつても、憲法九条がある以上、それは到底できぬと言明し、議会もこの政府見解を確認して憲法を成立させたものであります。憲法制定議会での政府見解及び議会の解釈は、制定後のあれこれの解釈とは違い、極めて重要な意味を持つものであります。憲法上、国連の要請といえども、我が国の軍事的協力が一切許されないことは、憲法制定議会における論議に照らしてみても明々白々ではありませんか。明確な答弁を求めます。(拍手)

さらに許せないことは、首相が事実をねじ曲げ、詭弁を弄して、自衛隊の国連協力を正当化しようとしていることとあります。首相は、我が党の不破委員長の本会議質問に対して、PKOは海外の軍事活動を基本とするものではありませんと述べました。これは全く事実と反します。

国連事務総長の権限で作成された公式報告書である「ブルーヘルメット」は、平和維持活動が、停戦を監視、維持し、兵力撤退を援助し、対立する軍隊の間に緩衝をもたらすために用いられてきたと述べて、平和維持活動が軍事活動を基本とした

ものであることを明らかにしております。国連事務総長が国連総会に対して行ったPKO訓練マニュアルも、安保理決議から委任されるPKOの任務について、直ちに軍事的任務に移されるものとなると述べております。国連平和維持軍及び軍事監視団が軍事活動を基本とするということは、国連自身が明確にしてきた周知の事実ではありませんか。首相の明確な答弁を求めます。(拍手)

また、首相は、平和維持軍が武力行使の目的を持って行くわけでもない述べ、その活動が、あたかも武力行使に縁のない安全なものであるかのように強調しております。国連平和維持軍が武力行使を伴った軍事活動を行っていることは、「ブルーヘルメット」を見れば歴然としております。レバノン緊急軍でも、その地域や周辺で相対立する勢力の間にしばしば破壊的な交戦が行われたと明記しているものであります。首相は、平和維持軍が、停戦の確保や兵力引き離しなど、安保理から与えられた任務を遂行するために武力を行使することがあるというこの明白な事実を否定されるのであります。答弁を求めます。(拍手)

また、このような平和維持軍は、従来政府が述べてきた武力行使を伴う軍事組織そのものであります。これまで繰り返されてきた政府答弁に照らしても、平和維持軍への自衛隊参加は到底許されないのではありませんか。首相の明確な答弁を求めます。

首相が説明されるように、国連平和維持軍が軍事活動を基本としない活動に終始するとか武力を行使しないというのであれば、なぜ軍事組織であ

る自衛隊をあえて派遣する必要があるものであります。軍事的任務を遂行させる必要があると考えたからこそ、自衛隊を派遣しようとするものではありませんか。明確な答弁を求めます。

政府はこれまで、停戦合意の成立、当事国の同意、中立の三つの原則が崩れた場合には撤退するから問題がないかのように言ってきました。しかし、この三つの原則が崩れば、何も日本だけではなく、国連平和維持活動、平和維持軍の前提そのものが崩れたことになり、国連自体がすべて撤回することになるのではありませんか。さらに、自衛隊参加の平和維持軍が武力行使をした場合、現場指揮官の判断一つで日本に引き揚げることもできるのか、それとも、現場から一時的に移動するだけであるのかについてもあわせて答弁を願います。

次に、自衛隊の武器、装備について伺います。法案は、国連事務総長が必要と認める限度内で武器、装備が決められることになっております。これまで国連事務総長が認めた国連平和維持軍の武器、装備は、重機関銃、バズーカ砲、装甲車、百二十ミリ迫撃砲などがあります。法案によれば、自衛隊はこうした武器、装備の携行が許され、また、それらを使用できることになるのではありませんか。答弁を求めます。

この改正案のねらいは、災害救助を名目にして、自衛隊の海外出動を何が何でも実現しようとするものにはなりません。国際緊急援助隊派遣法案の審議の際、当時の倉成外務大臣は、「従来経験にかんがみずと自衛隊の御協力がなくては

も十分我々の任務は果たし得る。」と答弁しました。首相、今度は政府の態度を一変させて、自衛隊の参加がなければ効果的な任務が果たせないとでも言うのであります。しかとお答えいただきたい。(拍手)

首相、昨年の臨時国会では、自衛隊の海外派兵をねらった国連平和協力法案が、国民の厳しい批判に遭って廃案にされました。それから一年もたないうちに、その内容を一層ひどいものにした法案を再度国会に提出したこと自体、国民の意思を踏みにじる重大問題であります。日本国憲法に挑戦し、自衛隊の海外出動を図るこの二つの法案を直ちに撤回するよう強く求めて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣海部俊樹君登壇〕

○内閣総理大臣(海部俊樹君) 古堅議員にお答えを申し上げます。

侵略戦争の件についていろいろお触れをいただきましたけれども、政府は、我が国の過去の歴史を厳しく反省して、二度と再び侵略戦争を繰り返してはならない、軍事大国にはならないという決意のもとに、平和国家の理念を政策に反映させるよう努力を続けているところであります。

憲法前文には「日本国民は、恒久の平和を念願し、」国際社会において、名誉ある地位を占めたい、またわれらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」とあるように、憲法の前文は、平和主義並びに国際協調主義という理念を掲げて、このような理念を具現化するためにも、新しい秩序づくりの国際共同作業には、我が国としても積極的に参加をしていくべきである、こう判断をいたしております。

また、法制局長官の述べた国会決議についてお触れになりましたが、御指摘の昭和二十九年の決議、あれは参議院において有権的に解釈は行われるべきものである、私もそう考えておりますけれども、私は、今日、このような国際社会の中で、自衛隊が国際平和協力業務を行うため、海外に派遣されることについてまでも想定したものではありません。また、憲法の平和主義の理念に合致することの法律案により実施が可能となる国際平和維持活動及び人道的な国際救援活動に対する協力が憲法の枠内で行われることは、これは当然のこととござい

ます。また、国連の平和維持活動は、そもそも中立・非強制の立場で国連の権威と説得によって行われるものであります。強制的手段によって平和を回復する機能を持つものではございません。そういった意味で、今回法案に規定しております平和維持隊も、紛争当事者間に停戦合意が成立し、紛争当事者が平和維持活動に同意していることを前提といたします。そして、強制的手段によって平和を回復するものではありませんから、伝統的な意味での軍隊とは性格を異にするものである、このことを強調させていただきます。また、PKOが軍事活動を基本にしているのではないというのは、停戦合意が成立し、平和維持隊の活動に紛争当事者が同意をして、そこに中立・非強制の立場で任務を遂行するものであることを踏まえて、従来の意味での軍事活動とは違うものであると私は申し上げたいのであります。また、国連平和維持隊は従来の概念の軍事活動と全く違うものでありますから、時々いろいろな文書等において、武力

行使を伴う軍事行動をする軍事組織ではない、戦われない部隊であるとか、敵のいない部隊とか表現されておるゆえんもそこにあるのであらうと私は受けとめております。

また、国際平和協力業務の実施に自衛隊を活用することにしたのは、国連からの要請に適切かつ迅速にこたえ、我が国の協力を実効あるものにするためには、当該業務の業務内容等を勘案し、自衛隊が長年にわたり蓄積してきた技能、経験、組織的な機能を活用することが適当であると考えたからであります。

また、三原則の崩れた場合にはすべての国が撤収するのではない、そういう問題になるのではない、かという御指摘でございます。

この法案は、我が国の協力隊がとるべき態度を明確にしておるわけであります。PKOの基本的性格から見ても、現実には他の国も我が国と同様の対応をとることが多いものと考えます。このような原則を我が国の参加の前提として法制化していくことは意義のあることであると私は考えております。

また、武力紛争の停止を維持するとの紛争当事者間の合意が存在しなくなったと認められる場合は、国際平和協力業務に従事している我が国の隊員は、国連とも連絡調整を行って、本部長が、この法案の規定に基づき、実施要領に従ってその業務を中断することになります。そして、紛争当事者間の合意が改めて成立して国際平和協力業務を実施する前提が短期日に回復しない場合には、この法案の第六条の規定に基づき、派遣の終了を閣議により決定し、我が国政府は国連事務総長に対し適切な事前の通告をした上で、派遣を終了させ

ることになっております。

また、国連平和維持活動のための自衛隊等の部隊の装備については、要請を踏まえて、武器を含め、閣議で決定される実施計画に定めることになっております。この場合、武力による威嚇または武力の行使に当たるものであってはならないこととや、国連平和維持活動の趣旨に照らし、協力業務に関する条項の実施に必要な範囲内で、国連事務総長が必要と認める限度で定めることとされております。

また、自衛隊の部隊等の参加の場合には、今いろいろ武器の種類をお並びになりましたけれども、平和維持活動の従来の通常の例では、けん銃、小銃、機関銃及び装甲車であり、通常、ほとんどの場合、これらで我が国も十分役割を果たし得るものと考えております。そして、その業務は武器の使用を前提としたものではございません。

最後に、国際緊急援助隊発足時に、自衛隊の参加を求めなくても任務を果たし得るとして発足したのに、今回緊急援助隊に自衛隊を求めるのは何かというお尋ねでありましたが、四年間の活動状況を顧みて、災害の規模等によってはさらに規模の大きな援助隊を派遣できるようにする必要があるので、被災地において自己完結的に活動を行い得る体制を充実すべきこと、及び輸送手段を改善すべきことなど、きょうまでの経験に踏まえてのいろいろな課題があったと認識をし、政府としては、自衛隊の保有する能力を十分活用することによって、これら課題の改善を含めて、我が国の緊急援助体制の一層の充実を図ろうとしたものでござい

ます。(拍手)

まさに諒解であり、国会の関与を離れ外務当局の意思を代弁するものと言わざるを得ません。緊急的な対応の必要性から国会承認を法制化しなかったものであるならば問題であります。「急ぐ使いは忘れ物が多い」と言われますけれども、肝心の国民合意を忘れた使いが途中から引き返すということのないようなためにも、私はその点、総理に再度検討を強く要請してまいりたいと思ひます。

以上五点について、私はすべて国会承認についての質問をしてまいりました。どうぞ総理、一括答弁ではなくて、私の個々の質問に対して明確な御答弁をお願いいたします。

次に、時間の関係で数点に絞り質問してまいります。

今、我々は自衛隊に対し、国民の生命財産を守ることに加えて、世界の平和維持にも寄与せよと、重大かつ崇高な任務を新たにあわせ求めているのであります。にもかかわらず、今回これを自衛隊法の維則に規定するというのは、政府の國際貢獻に対する基本姿勢を疑わざるを得ません。自衛隊法本則第三条に、自衛隊の正規の任務としてこれを規定すべきであります。そんなことはわかつて、だけれど、本則三条の改正を行うと、我が國防衛の方針、計画全体の見直しもせねばならない、だからやらないというようにあるなら、それはまさに行政の怠慢と断ぜざるを得ないのであります。

総理は、自衛隊の國連協力が運動競技会や南極観測への協力と同様、維則に任務を規定することで差し支えないとお考えなのか、行政の長としていかなる所見をお持ちかを御示しいただきたいのであります。

P KOは、原則として武力行使を目的とするのではなく、万一に備えて武器を携帯するが、戦うための組織ではありません。敵もおらず、したがって勝ったも負けしたもありません。憲法本文には、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」としてあります。そしてさらに、「自國のことにみに専念して他國を無視してはならない」とあります。日本がP KOに参加する意味を、憲法を正しく理解するならば、平和維持隊に参加することは憲法に抵触するとの見解は見当違いであるところか、憲法の精神に逆行するものと言わなければなりません。(拍手)

そこで、お尋ねいたしますが、今後のP KOの活動で我が國の憲法に言う武力の行使に当たるものが考えられるのでありましようか。政府の見解を求めるとであります。

かつて、一九六一年、國連の安保理事會は、アフリカのコンゴでの國連の活動、ON U Cの際に、決議百六十一で武力行使の許可を出したことがあります。これは國連自身にとっても苦い経験であり、例外であるかもしれません。それ以降は國連としても武力行使を考えないという原則が確立しているという理解をいたしております。しかし、將來のP KOについては予測したいものがあるわけでございます。仮に、コンゴ・ON U Cのようなときに我が國はこれに参加するようなことがあるのかどうか、そんなことは今後決して起こらないとお考えなのかどうか、総理のお答えをいただきたいのであります。

次に、隊員の採用等について質問をいたします。一般の國民からの志願にはどう対応していられるのか。法案は、「広く人材の確保に努める」としてあります。募集、採用、登録、動員、配置、訓練などの体制をどのようにしていくのか。これを効果的に行うためには登録制とすることが必要ではないか。また、広く優秀な人材を求めるためには、十分な広報活動と派遣期間終了後の雇用保障等の措置が必要であると考えますが、政府の方針をお聞かせしたのであります。

一九八八年にP KOはノーベル平和賞を受賞いたしました。そのとき、ノーベル賞委員會の委員長はこう言っております。「犠牲となつた隊員たちは、出身も違えば、経験も異なる。しかし彼らは一つのきずなで結ばれていた。つまり平和に、その若さと情熱をささげる心をともにしたのである。彼らは危険を承知でその任務に志願し、そして人が支払う最も高価な代償を支払つた。P KOの活動に参加する隊員は、日本を代表し、國連の意思を体して、世界平和のために危険を賭して働くのであります。隊員の処遇については、十分な保障をもつてこれに報いるのが当然であります。ところが、法案では、政令で定める旨の規定を設けているにすぎません。支給される手当、万一の場合の補償措置など、隊員の処遇についてどのように考えているのか、政令で定める、作業は行われていると思ひますけれども、総理はどういう御指示のもとにその作業を進められておるか、基本的な御答えをぜひ尋ねたいと思ふのであります。

次に、國際緊急援助隊についてであります。これに自衛隊を参加させることは、かねてからの我が黨の強い主張であり、それがようやく実現しようとすることを評価するものであります。しかし、これまで自衛隊を日陰者扱いにし、人道上当然のことである災害救助のための海外派遣すら認められなかった政府の姿勢に対し、國際的認識の不足とその対応の鈍さを指摘せざるを得ないのであります。(拍手)緊急援助隊の実を上げるためには、政府専用機の活用も含めた対応を一日も早く実現するよう強く要望するものであります。

最後に、古い教義に「受くるより与ふるは幸いなり」という言葉があります。今、日本は、世界から受ける恩恵をひとり享受するのではなく、我が國の持てる力を、勇気を、知恵を世界の平和と繁榮のために最大限に発揮し、諸國から信頼され、名誉ある國際的地位を築くべく政府と國民が一体となり、一層の努力を払うことが何よりも大切であると思ふのであります。

以上、私の所見を交え、質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣總理大臣海部俊樹君登壇〕
○内閣總理大臣(海部俊樹君) 和田議員にお答えを申し上げます。

御指摘のシビリアンコントロールの重要性につきましては、政府も全くそのように考えて、今後とも大切にしていきたいと思っておりますが、國連が中心となる國際体制の強化、國連の權威を高め、機能を充実にしていくこと、これは、御指摘のように必要なこととございます。自衛隊の派遣は極めて重要な問題であることから、行うべき業務の内容その他の点について詳細な規定を置いた

本法律案の御審議をお願いしておるわけでありま
す。

お触れになりました五つの原則も、この法案の
中に政府として規定をさせていただきましたが、
平和維持隊参加に当たっての基本方針は、紛争当
事者の間で停戦の合意が成立しておることなどを
我が国が参加する場合の前提とする重要な政策方
針であるわけでありま。また、基本方針のみな
らず、この法案には、自衛隊の部隊等は、閣議決
定である実施計画及び本部長の作成する実施要領
に従って業務に従事することなど、種々の必要な
措置を細かく盛り込んでおるところであります。

国会が議決をされ、そして、この法案に従って
枠組みをつくっていただいたならば、国民の理解
を深め、士気を高めるために、やりがいを持って
この維持隊に参加できるように努力をしたいと考
えておりますし、政府といたしまして、このよ
うな認識に立って、御指摘いただいた自衛隊の士
気高揚等にも十分配慮しつつ、法案成立の晩に
は、その枠内で政府の判断と責任において自衛隊
の部隊等を派遣できることにしておる所存であり
ます。

また、派遣した以後のことは政府の判断のみ
でよいと考えておるのではないかと御指摘がご
ざいました。そうではございません。派遣しま
した後も、実施計画の変更または実施計画に定め
る業務の終了したとき、または期間に係る変更が
あったときなどには、それぞれ遅滞なく国会に報
告をし、また国会においてかかる報告について十
分御議論をいただくことになっておると考えま
すので、その際、政府としてもこの御議論を重く受
けとめていくことは、これは当然のこととござい

ます。

また、PKOへの参加は、国連から受けた要請
を十分判断して行います。また、我が国として
は、その業務を決めるときにも、何が適切である
か、適切でないかということについては、国会に
今提案しておりますこの法案、それを決めていた
だいたら、この法律の枠組みの中で、内閣の責任
においてなされるべきことが適切であると考えて
おりますし、また、国会との関係については、第
七条で明らかにしておりますように、実施計画の
決定または変更のあるときには、これは直ちに国
会に報告をいたします。そして、国会において十
分に御議論いただくことになるかと考えております
が、その際、政府としては、その御議論を重く受
けとめ、それらの意見を踏まえて実施に当たって
いくことにいたします。

自衛隊法における国連平和維持活動の規定の仕
方については、自衛隊法第三条は、我が国を直接
侵略及び間接侵略に対して防衛することを主たる
任務とし、必要に応じて公共の秩序の維持に当た
ることを自衛隊の本来の任務と規定してあること
は、そのとおりでございます。そして、自衛隊
が長年にわたって蓄積してきた技能、経験、組織
的な機能の活用を図るものであって、自衛隊の任
務遂行に支障を生じない限度においてこれを行う
こととしておることから見ましても、第八章に規
定されている業務と同様の位置づけのものであ
り、これを第八章に規定することにしたものであ
ります。

また、いわゆるコンゴ型の国連軍、例にお引き
になったONUCというのは、あの有名な例であ
りますけれども、あれは一九六〇年六月のコンゴ

独立の後、ベルギー軍の撤退の確保及び法と秩序
を維持するため、コンゴ政府を補助するために設
立されたものであります。ただ、御指摘のよう
に、あのときの決議百六十一号には、最後の手段
として武力行使を認めるといふ決議になってお
ったことは御指摘のとおりでございます。

私は、国連自身にとってもあの百六十一号とい
う決議は極めて苦い、つらい経験であつたろうと
思います。同時に、それ以後は武力行使を考えな
いという原則が国連の平和維持活動に確立され
たと私は承知をいたしておりますが、御指摘にな
つたように、もしコンゴ国連軍のような武力行使の
任務を付与された平和維持活動に参加するとい
うことは今の法案には想定されておられませんし、ま
た、参加することを考えてはおりません。

また、民間からの隊員の募集、採用、登録、そ
の他については、広く隊員の人材を確保するた
めに、国民の正しい理解を得、積極的に協力を得な
ければならないと思ひ、また、採用された隊員に
ついては効果的な研修を行つてまいらる所存であ
り、関係行政機関、地方公共団体、または民間団
体の協力を得て、円滑な隊員の採用を図ること
にしております。さらに、民間から広く優秀な人材
を求めするために、民間人が、現に従事している事
業等における職を保持したまま、安心して隊員と
なることができるように配慮しているところで
あります。

また、協力隊に派遣された行政機関の職員に
は、従前と同様の給与の支給が行われますが、そ
のほか、国際平和協力手当が支給できることにな
つております。その支給要件、支給方法、額等

については政令で定めます。また、民間の人も、
協力隊員となる際には、給与のほか、同様に協力
手当が支給できることとなっております。また、
万一隊員が死亡したり負傷された場合には、国家
公務員災害補償法等による補償措置を講ずるほ
か、当該隊員への賞じゅう金についても検討を進
めているところであります。

いずれにしても、国家にとっても世界に
とつても重要なことであり、また場合によっては
危険も伴う職務につかれる隊員には、十分な措置
をすべきものであると考えております。

国際緊急援助隊に自衛隊の参加を一日も早く実
現し、いろいろ御激励をいただきました。この
ことについては、率直に敬意を表します。

また、自衛隊の国際緊急援助隊への参加につ
いては、我が国の援助体制の一層の充実を図るとい
う観点から改正をお願いをした次第であり、また
御指摘いただいた政府専用機につきましても、そ
の利用目的等について、現在検討を進めておるこ
とであります。国際緊急援助活動への利用も
含めて検討を続けてまいりたいと考えておりま
す。(拍手)

○副議長(村山喜一君) これにて質疑は終了いた
しました。

○副議長(村山喜一君) 本日は、これにて散会
いたします。

午後三時三十二分散会

官 報 (号 外)

出席國務大臣

内閣總理大臣 海部 俊樹君
外務大臣臨時代理 大藏 大臣 橋本龍太郎君
大藏 大臣 厚生 大臣 下条進一郎君
國務 大臣 池田 行彦君
國務 大臣 坂本三十次君

出席政府委員

内閣審議官 兼内閣總理大臣 野村 一成君
官房參事官

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る二十日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生委員

辞任	補欠
片岡 武司君	遠藤 武彦君
古賀 一成君	御法川英文君
坂井 隆憲君	増子 輝彦君
鈴木 俊一君	浅野 勝人君
平田辰一郎君	細田 博之君
三原 朝彦君	佐田玄一郎君
宮路 和明君	赤城 徳彦君
山口 俊一君	柳本 卓治君

労働委員

辞任

補欠

赤城 徳彦君	宮路 和明君
大石 正光君	坂井 隆憲君
坂本 剛二君	平田辰一郎君
坂井 隆憲君	大石 正光君
平田辰一郎君	坂本 剛二君
宮路 和明君	赤城 徳彦君

議院運営委員

辞任

補欠

山口 俊一君	光武 順君
光武 順君	山口 俊一君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

補欠

伊藤宗一郎君	村上誠一郎君
衛藤 晟一君	細田 博之君
奥野 誠亮君	武部 勲君
金子原二郎君	福永 信彦君

(議案付託)

一、去る二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

証券取引法及び外国証券業者に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

証券及び金融問題に関する特別委員会 付託

公職選挙法の一部を改正する法律案(日野市朗君外七名提出、衆法第四号)

政治改革に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十日、參議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めるの件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(第百二十回国会内閣提出、本院議案審査)

一、去る二十日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(日野市朗君外七名提出)

君外七名提出

(議案通知書受領)

一、去る二十日、參議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

(答弁書受領)

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員児玉健次君提出千歳川放水路に関する質問に対する答弁書

平成三年八月二十六日提出
質 問 第 二 号

千歳川放水路に関する質問主意書

提出者 児玉 健次

千歳川放水路に関する質問主意書

石狩川・千歳川流域の水害対策は緊急な課題であり、総合的、抜本的な対策が必要であることは言うまでもない。北海道開発庁が着工を急いでいる千歳川放水路計画について、多くの関係者から出されている疑問や危惧に対し、開発庁は、この計画の調査・検討内容を部分的にしか公表せず、科学的にも納得できる根拠を示していない。放水路計画は各種資料を公開して、科学的検討を尽くすと同時に、地域住民、関係者の合意によって支えられたものでなければならない。

以下、具体的に質問する。

一 石狩川・千歳川の緊急治水対策について
千歳川流域の低地帯の水害を防ぐために、中小河川の改修促進や排水機場の整備、石狩川本

流のしゅんせつなど現河川の改修、整備こそ急がなければならない。

1 千歳川流域の低地帯は千歳川の計画高水位よりも地盤が低いため、洪水時には強制的に内水排除を行うことが必要である。長沼町では、八五年九月の一〇九ミリ(一日)、八七年八月の一五六ミリ(二日間)、八九年九月の一三二ミリ(二日間)、九〇年四月の一七二ミリ(二日間)程度の雨量でも転作田が大きな被害を受けている。こうした被害を防ぐためには、旧夕張川などの中小河川、排水路等の改修促進と既設排水機場の整備拡充、新たな排水機場の増設こそ急ぐべきである。政府の見解を問う。

あわせて、旧夕張川など中小河川、排水路等の改修、排水機場の増設拡充について、当面の具体的な計画があれば明らかにされた。

2 八八年の河川審議会の答申は超過洪水対策について従来の治水工法に一定の見直しを提起している。政府は、石狩川・千歳川流域の中で、遊水池の増設に積極的な対策を講ずる考えはないか。

北海道開発局の「石狩川水系工事実施基本計画」には、遊水池群の整備が示されている。石狩川・千歳川流域における遊水池群の整備はどのように進められているのか。また、河川断面を確保するために石狩川下流部、河口部のしゅんせつを強化するとともに、しゅんせつの障害となっているJR学園都市線の橋路拓北鉄橋の架替えを促進させなければならぬが、その見通しを示されたい。

3 千歳川流域の大規模なゴルフ場開発によって、森林が失われ流域の保水能力が著しく低下し、水害発生の一因ともなっている。治水対策の強化を言いながら災害の危険を増大させるゴルフ場開発を容認することは明らかに矛盾である。治水対策上こうした開発に厳しい規制を行うことが必要であると思うが、どうか。

2 放水路の水門操作及び地盤沈下等について水門や堰の位置は洪水対策上重要なものであり、洪水時、それがどのように操作されるかによって治水効果、環境に大きく影響する。

1 開発局が一九八四年八月に出したパンフレット「二世紀の流れをつくる千歳川」では、洪水時に石狩川の洪水が千歳川に逆流し、低平地に氾濫浸水すると指摘し、八一年八月の洪水では千歳川への逆流は三十二キロメートルに達したと説明している。放水路計画では、洪水時に締切水門を閉鎖することになっているが、石狩川本流の江別から下流域では、千歳川に逆流していた流量の分が加わることになり、災害の危険が増大するのではないか。

2 千歳川放水路計画の締切水門、香口水門、潮止堰は洪水時においてどのような基準で操作が行われるのか。

3 放水路は、平常時、水位を水深二メートルに保つことにしているが、その取水源及び取水量についてどのように考えているのか。さらに祝梅川等の水を流すことも考えているのか。

4 放水路への地下水の流出により、その周辺

二キロから五キロメートルの範囲にわたって地下水位が低下すると予測されている。地下水位の低下によって、泥炭や粘土層が分布するところでは地盤沈下が発生する。予測される地盤沈下の範囲を示すとともに、その対策について明らかにされたい。

3 放水路による農業、漁業への影響について

1 千歳川放水路計画は幅四百メートル前後にも及ぶものであり、海霧が現在より奥深く侵入してくると予測される。しかし開発局は「放水路による地形変更は極小であり、海霧の侵入を助長することにならない」と断言している。長沼町、早来町などは、冷害の多い地域であり、年平均気温のわずかな変化で農作物収量に大きな影響を受けている。開発局は何を根拠としてこのように断言できるのか。

2 掘削による農地のつぶれ地に対する対策はどのように考えているのか。また、農地が分断されるところも出てくるが、農地の交換、代替地として苫小牧の植苗地区にある酪農学園大学用地の一部をあてることも考えているのか。

3 掘削土は一億二千万立方メートルにもなるが、膨大な掘削土の処分地別の処分量を明らかにすべきではないか。掘削土の大部分は泥炭、火山灰とみられるが、盛土したあと農地として使用できるのか。また、千歳市の駒里地域の農地五百ヘクタールにわたって掘削土を五メートルから十メートル積み上げる計画を持っているのか。

4 安平川にベニザケが回帰し、漁業者の期待

が高まっているが、潮止堰をつくることによって安平川など貴重なベニザケの遡上河川が失われるのではないか。また、シシヤモなどは再生産の場を喪失することになるのではないか。

4 美々川・ウツナイ湖への影響と対策について美々川流域を含むウツナイ湖周辺の湿原は貴重なものである。自然環境の保全は北海道民の願いであり、納得できる環境保全対策がなければ関係者の理解を得られない。

1 美々川流域は、北海道の優れた自然地域に指定され、環境庁の自然環境調査でも準特定植物群落(ミズナラ、コナラ自然林)の指定を受けている優れた湿原植生域である。昆虫類も豊富で標本昆虫のオオムラサキ、特定昆虫のエゾリイトトンボ、セシジアカガネオサムシ、フタモンアシナガバチなどが生息している。下流のウツナイ湖は日本でも有数の水鳥の中継地である。既に、七三年十二月に環境庁自然保護局長と北海道知事との間で、美々川流域を含むウツナイ湖とその周辺の湿地帯について「将来にわたって自然環境が保全されるよう鳥獣保護区の特別保護区等を設定する方針」であり、美々川水系に「悪影響を及ぼすような水取得は行わない方針」であるとの了解事項が交わされている。この了解事項に沿った環境保全を図るべきではないか。

2 開発局は、放水路による地下水の流失があるため、美々川源流部で影響する分は〇・三トン(毎秒)から〇・五トン(毎秒)として、この分を上流部で補給するとしているが、この水量は何を根拠にして算定されたのか。また

どのような方法で補給するのか。その取水源も明らかにされたい。

3 美々川は支流の少ない川であり、その水の多くは全流域で馬追山系の地下水によって涵養されている。美々川に流入する地下水量のすべてを補給しなければ美々川は保全されないのではない。

五 地域住民、関係者との合意について

放水路計画のルート選定には、多くの疑問が残されている。また、放水路計画に関する資料も部分的にしか公開されていない。このような状況では、地域住民をはじめ、関係者の合意と理解を得ることはできない。

1 開発庁は八四年五月に地元自治体や地域住民に対し、放水路の候補として三ルートを調査することを明らかにした。ところが、わずか二カ月後には当時の稲村佐近四郎開発庁長官が「年内にルートを決める」と発言し、十二月には河本嘉久蔵開発庁長官が「これまでの検討結果を総合的に判断して、開発局としては今後東ルートを中心に詳細な調査を実施したい」と発表した。このとき河本長官が述べた「これまでの検討結果」及び「総合的に判断」した内容とはいかなるものか。

2 放水路計画に対して、農業経営が脅かされる農家が強く反対していることをはじめ、北海道漁業団体公害対策本部がサケ漁業や苦小牧沖海域での漁業への影響から反対の申入れを行い、ウトナイ湖の環境保全を求める自然保護諸団体も反対の意志表示をしている。このように放水路計画について、地域住民、関係者の合意が得られているとは到底いえない

い。中海・穴道湖淡水化事業は、地域住民の長年にわたる反対運動により、工事途中にして中止せざるを得なかった。現に着工されている長良川河口堰建設をめぐっても全国的な反対運動が起きている。政府は、こうした経験から教訓をくみとり、地域住民をはじめ、漁業者や自然保護団体など関係者の合意なしには、千歳川放水路計画の環境アセスメント、工事着工に入ってはならないと考えるが、どうか。

右質問する。

内閣衆質二二第一二号
平成三年九月二十日

内閣総理大臣 海部 俊樹

衆議院議長 櫻内 義雄殿

衆議院議員児玉健次君提出千歳川放水路に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員児玉健次君提出千歳川放水路に関する質問に対する答弁書

一の1について

低平地が多く、石狩川の洪水の影響を強く受ける千歳川流域の治水対策としては、中小河川の改修等の実施とともに、抜本的には千歳川放水路（以下「放水路」という。）の建設が必要である。中小河川の改修等については、柏木川等において実施しているところである。

一の2について

石狩川水系工事実施基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて、現在、砂川遊水地の建設を実施しているところであり、他の遊水地

についても基本計画に基づき、整備していくこととしている。

石狩川のしゅんせつについては、しゅんせつに伴い改築が必要となる橋梁等の工作物の管理者とも十分協議しながら、計画的に実施してまいりたい。

一の3について

北海道において、流域の治水安全度を考慮してゴルフ場の開発を進めるよう、事業者に対して指導を行っているという。

二の1について

基本計画では、石狩川下流部においてしゅんせつ等を実施し、河道の容積を増大させるとともに、放水路を建設し、千歳川の洪水を太平洋に放流すること等により石狩川下流部における洪水を安全に流下させることとしており、御指摘のように、放水路の建設により石狩川下流部における災害の危険が増大することはない。

二の2について

洪水時には、千歳川と石狩川の合流点付近に設ける水門を全開し、千歳川と放水路の分流域に設ける水門を全開するとともに、放水路の河口付近に設ける堰（以下「潮止堰」という。）を全開することを基本として検討を行っているところである。

二の3について

平常時には、安平川及び遠浅川からの流入水、流入地下水等を潮止堰で調節することにより放水路の水位を一定以上に保つことを検討しているところである。

祝梅川の水は、平常時に放水路へ流すことは検討していない。

二の4について
放水路周辺の泥炭又は粘土層が分布している一部の区域では、地盤沈下が発生するおそれがあると考えられるので、これらの区域については、事業の実施に当たり、具体的な調査を行い、必要な対策を講じてまいりたい。

三の1について

放水路の建設による太平洋側からの霧の流入の影響については、現地観測、数値解析等による検討を行っているところである。

三の2について

放水路の建設に必要な農地の取得又は使用に際しては、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和三十七年六月二十九日閣議決定）に基づき、適正な補償を行うこととしている。

代替地の確保等の要望については、必要に応じて、適切に対応してまいりたい。

三の3について

掘削土を農地の盛土として利用することの適否については、現地試験による検討を行っているところである。

掘削土については、可能な限り有効に利用されるよう、関係地方公共団体等と調整を行っているところである。

三の4について

放水路の建設による漁業への影響については、現地調査による検討を行っており、これと併せて潮止堰については、潮河性魚類に適した施設構造等となるよう検討を行っているところである。

四の1について

美々川(ウトナイ湖を含む。)においては、環境保全に配慮しつつ、適切な河川管理を行っている。

なお、昭和五十七年三月二十四日環境庁告示第三十七号でウトナイ島獣保護区特別保護地区を指定している。

四の2及び3について

美々川沿いの湿原を保全するため、必要な流量の確保等の対策について、現地観測、地下水解析等による検討を行っているところである。

五の1について

北海道総合開発を推進する見地から、放水路に係る従前からの調査検討等を総合的に判断した結果、今後東ルートを中心に環境保全対策等について検討を行うための詳細な調査を実施するように調整していきたいとの趣旨で発言したものである。

五の2について

放水路の建設は、千歳川流域の抜本的な治水対策として行うものであり、関係地方公共団体及び地元関係者の理解と協力を得ながら進めてまいりたい。

麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成三年四月二十二日

内閣総理大臣 海部 俊樹

平成三年九月二十四日 衆議院会議録第十一号

麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第一条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 監督(第五十条の二十七―第五十八条)」を「第三章の二 麻薬向精神薬原料(第四十―第五十条の三十―第五十条の三十七)」に改める。

第一条中「譲り渡すこと」の下に「等」を加える。

第二条中第三十四号を第三十五号とし、第七号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 麻薬向精神薬原料 別表第四に掲げる物をいう。

第二条に次の八号を加える。

三十六 麻薬等原料製造業者 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、麻薬等原料製造業者及び麻薬等原料卸小売業者をいう。

三十七 麻薬等原料輸入業者 麻薬向精神薬原料を輸入することを業とする者をいう。

三十八 麻薬等原料輸出業者 麻薬向精神薬原料を輸出することを業とする者をいう。

三十九 麻薬等原料製造業者 麻薬向精神薬原料を製造すること、(麻薬向精神薬原料を精製すること、及び麻薬向精神薬原料に化学的変化を加え、又は加えないで他の麻薬向精神薬原料にすることを含む。ただし、調剤を除く。以下同じ。)、又は麻薬向精神薬原料を小分けすること(他人から譲り受

けた麻薬向精神薬原料を分割して容器に収めることをいう。以下同じ。)を業とする者をいう。

四十 特定麻薬等原料製造業者 政令で定める麻薬向精神薬原料(以下「特定麻薬向精神薬原料」という。)を製造すること、又は特定麻薬向精神薬原料を小分けすることを業とする者をいう。

四十一 麻薬等原料卸小売業者 麻薬向精神薬原料を譲り渡すことを業とする者をいう。

四十二 特定麻薬等原料卸小売業者 特定麻薬向精神薬原料を譲り渡すことを業とする者をいう。

四十三 麻薬等原料製造所 麻薬等原料製造業者が業務上麻薬向精神薬原料を取り扱う店舗、製造所及び薬局をいう。

第十二条第一項中「含有する麻薬の下に(以下「ジアセチルモルヒネ等」という。))」を、「製剤の下に、小分けしを加え、(但し)を(ただし)に改め、同条第四項中「麻薬」を「ジアセチルモルヒネ等」に改める。

第十三条第一項中「前条第一項及び第二項」を「ジアセチルモルヒネ等及び前条第二項」に、

第十九条を「第十九条の二」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

(輸出入の際の表示)

第十九条の二 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出するときは、その品名及び数量について虚偽の表示をしてはならない。

第二十条第一項中「第十二条第一項に規定する麻薬」を「ジアセチルモルヒネ等」に改める。

第二十二条の見出しを(「製剤及び小分け」)に改め、同条中「製剤しては」を「製剤し、又は小分けしては」に、「但し」を「ただし」に、「製剤する」を「製剤し、又は小分けする」に改める。

第二十四条第九項中「にある」の下に「麻薬卸売業者」を加える。

第二十七条第六項中「及び住所」及び「及び使用期間、発行の年月日」を削り、「並びに麻薬業務所の名称及び所在地」を「その他厚生省令で定める事項」に、「押印し」を「記名押印又は署名を」に改める。

第三十六条第二項中「第十二条第一項に規定する麻薬」を「ジアセチルモルヒネ等」に改める。

第四十一条中「(昭和二十三年法律第二百一十号)」を削る。

第五十条の十二第四項及び第五項中「輸入許可書」を「輸入許可証明書」に改める。

第五十条の十八中「第二十九条の二の規定は、」を「第十九条の二の規定は向精神薬輸出業者について、第二十九条の二の規定は」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第十九条の二中「麻薬」とあるのは、「向精神薬」と読み替えるものとする。

第五十条の三十を第五十条の四十一とし、第五十条の二十九を第五十条の四十とし、第五十条の二十八を第五十条の三十九とする。

第五十条の二十七第一項中「若しくは向精神薬取扱者」を「向精神薬取扱者その他の関係者」に、「若しくは向精神薬試験研究施設」を「向精神薬試験研究施設その他麻薬若しくは向精神薬に関係ある場所」に改め、同条第三項中「第一

項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け、譲渡し又は譲受けの実態を調査するため必要な限度において、麻薬等原料営業者その他の関係者に対して必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、麻薬等原料営業所その他麻薬向精神薬原料に関係ある場所において実地に帳簿その他の物件を検査させることができる。

第五十条の二十七を第五十条の三十八とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 麻薬向精神薬原料に関する届出等

(業務の届出)

第五十条の二十七 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者とならうとする者は、あらかじめ、麻薬等原料営業所(特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者とならうとする者にあつては、当該業務を行う麻薬等原料営業所に限る。次条第一項及び第五十条の三十四第二項において同じ。)ごとに、その者の氏名又は名称及び住所その他厚生省令で定める事項を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は特定麻薬等原料製造業者にあつては厚生大臣に、特定麻薬等原料卸小売業者にあつては都道府県知

事に届け出なければならない。麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者が届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(業務廃止の届出)

第五十条の二十八 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者は、前条の規定による届出に係る麻薬等原料営業所における麻薬向精神薬原料(特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者にあつては、特定麻薬向精神薬原料に限る。第五十条の三十四第一項において同じ。)に関する業務を廃止したときは、三十日以内に、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は特定麻薬等原料製造業者にあつては厚生大臣に、特定麻薬等原料卸小売業者にあつては都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。

2 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者若しくは特定麻薬等原料卸小売業者が死亡し、又は法人たる麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者若しくは特定麻薬等原料卸小売業者が解散したときは、その相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、三十日以内に、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は特定麻薬等原料製造業者の死亡又は解散の場合にあつては厚生大臣に、特定麻薬等原料卸小売業者の

死亡又は解散の場合にあつては都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。

(麻薬等原料輸入業者の輸入の届出)

第五十条の二十九 麻薬等原料輸入業者は、政令で定める麻薬向精神薬原料を輸入しようとするときは、その都度次に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

- 一 輸入しようとする当該政令で定める麻薬向精神薬原料の品名及び数量
- 二 輸出者の氏名又は名称及び住所
- 三 輸入の期間

(麻薬等原料輸出業者の輸出の届出)

第五十条の三十 麻薬等原料輸出業者は、政令で定める麻薬向精神薬原料を輸出しようとするときは、その都度次に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

- 一 輸出しようとする当該政令で定める麻薬向精神薬原料の品名及び数量
- 二 輸入者の氏名又は名称及び住所
- 三 輸出の期間
- 四 仕向地

2 麻薬等原料輸出業者は、政令で定める地域を仕向地として、政令で定める麻薬向精神薬原料を輸出しようとするときは、その都度次に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

- 一 輸出しようとする当該政令で定める麻薬向精神薬原料の品名及び数量
- 二 輸入者の氏名又は名称及び住所
- 三 輸出の期間
- 四 仕向地

(麻薬等原料輸入業者以外の者の輸入の届出)

第五十条の三十一 麻薬等原料輸入業者以外の者は、麻薬向精神薬原料を輸入しようとするときは、その都度次に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。ただし、当該麻薬向精神薬原料が厚生省令で定める量以下である場合は、この限りでない。

- 一 輸入しようとする麻薬向精神薬原料の品名及び数量
- 二 輸出者の氏名又は名称及び住所
- 三 輸入の期間

(麻薬等原料輸出業者以外の者の輸出の届出)

第五十条の三十二 麻薬等原料輸出業者以外の者は、麻薬向精神薬原料を輸出しようとするときは、その都度次に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。ただし、当該麻薬向精神薬原料が厚生省令で定める量以下である場合は、この限りでない。

- 一 輸出しようとする麻薬向精神薬原料の品名及び数量
- 二 輸入者の氏名又は名称及び住所
- 三 輸出の期間
- 四 仕向地

(事故等の届出)

第五十条の三十三 麻薬等原料営業者は、その所有する麻薬向精神薬原料につき、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、厚生省令で定めるところにより、速やかにその麻薬向精神薬原料の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は麻薬等原料製造業者にあつては厚生大臣に、麻薬

等原料卸小売業者にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

2 麻薬等原料業者は、その取り扱い麻薬向精神薬原料の輸入、輸出、製造、小分け又は譲渡しが、第十二条第二項、第二十条第一項又は第五十条の十五第一項の規定により禁止される麻薬又は向精神薬の製造に關連する疑いがある場合として厚生省令で定める場合に該当すると認められるときは、速やかにその旨及び厚生省令で定める事項を、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者又は麻薬等原料製造業者にあつては厚生大臣に、麻薬等原料卸小売業者にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前二項の届出を受けたときは、速やかに厚生大臣に報告しなければならない。

(記録)

第五十条の三十四 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者は、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 輸入し、輸出し、製造し、小分けし、譲り渡し、又は譲り受けた麻薬向精神薬原料の品名及び数量並びにその年月日

二 麻薬向精神薬原料の輸入若しくは輸出又は譲渡し若しくは譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所

2 麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者又は特定麻薬等原料卸小売業者は、前項の規定による記録を、記録の日から二年間、麻薬等原料営業所

において保存しなければならない。

(準用)

第五十条の三十五 第十九条の二の規定は、麻薬等原料輸出業者について準用する。この場合において、同条中「麻薬」とあるのは、「麻薬向精神薬原料」と読み替へるものとする。(適用除外等)

第五十条の三十六 麻薬向精神薬原料のうち、その組成、性状等に照らして麻薬又は向精神薬の製造に使用することが著しく困難であるものとして厚生省令で定めるものについては、政令で、この法律の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

(関係大臣への通知)

第五十条の三十七 厚生大臣は、必要があると認めるときは、関係大臣の協力を求めるため、第五十条の二十七及び第五十条の二十八の規定により届出のあつた事項を関係大臣に通知するものとする。

第五十二条第一項中「第五十条の三十」を「第五十条の四十一」に改める。

第五十四条第一項中「百七十名以内」及び「通じて百三十五名以内」を削り、同条第二項中「麻薬取締員」を「麻薬取締官の定数及び麻薬取締員」に改め、同条第五項中「あへん法若しくは」を「あへん法」に、「に違反する罪、刑法」を「若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第 号)に違反する罪、刑法(明治四十年法律第四十五号)」に、「行なう」を「行う」に改める。

第五十八条の六第六項中「第五十三条第二項及び第三項」を「第五十条の三十八第三項及び第四項」に改める。

第六十四条第一項を次のように改める。

ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者は、一年以上の有期懲役に処する。

第六十四条第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に改める。

第六十四条の二第一項を次のように改める。

ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、又は所持した者は、十年以下の懲役に処する。

第六十四条の二第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六十四条の三 第十二条第一項又は第四項の規定に違反して、ジアセチルモルヒネ等を施用し、廃棄し、又はその施用を受けた者は、十年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、

一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十五条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

一 ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦

若しくは外国から輸出し、又は製造した者(第六十九条第一号から第三号までに該当する者を除く。)

二 麻薬原料植物をみだりに栽培した者第六十五条第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に改める。

第六十六条第一項を次のように改める。

ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者(第六十九条第四号若しくは第五号又は第七十条第五号に該当する者を除く。)

第六十六条第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に改める。

第六十六条の三第一項を次のように改める。

向精神薬を、みだりに、譲り渡し、又は譲り渡す目的で所持した者(第七十条第十七号又は第七十二条第六号に該当する者を除く。)

は、三年以下の懲役に処する。

第六十六条の三第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に改め、同条を第六十六条の四とする。

第六十六条の二第一項を次のように改める。

向精神薬を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、製造し、製剤し、又は小分けした者(第七十条第十五号又は第十六号に該当する者を除く。)

は、五年以下の懲役に処する。

第六十六条の二第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に改め、同条を第六十六条の三とする。

官 報 (号 外)

第六十六条の二 第二十七条第一項又は第三項から第五項までの規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十八条中「違反行為」を「罪に当たる行為」に、「機械又は器具」を「車両、設備、機械、器具又は原材料(麻薬原料植物の種子を含む。)」に、「提供した」を「提供し、又は運搬した」に改める。

第六十八条の二中「第十二条第一項又は第二十四条及び第二十六条の規定により禁止される」を「第六十四条の二第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項若しくは第二項の罪に当たる」に改める。

第六十九条の二中「第六十六条の二第一項又は第二項」を「第六十六条の三第一項又は第二項」に改める。

第六十九条の三「場合においては」を「罪に係る麻薬又は向精神薬で」に、「麻薬又は向精神薬」を「もの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する罪(第六十四条の三及び第六十六条の二の罪を除く。)の実行に関し、麻薬又は向精神薬の運搬の用に供した船舶、航空機又は車両は、没収することができる。

第六十九条の四「第六十六条の二第一項又は第二項の違反行為」を「第六十六条の三第一項又は第二項の罪に当たる行為」に、「提供した」を「提供し、又は運搬した」に改める。

第六十九条の五中「第五十条の十六の規定により禁止される」を「第六十六条の四第一項又は第二項の罪に当たる」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六十九条の六 第六十四条、第六十四条の二、第六十五条、第六十六条、第六十六条の三から第六十八条の二まで、第六十九条の二、第六十九条の四及び前条の罪は、刑法第二十条の例に従う。

第七十条中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号中「第五十条の二十八から第五十条の三十まで」を「第五十条の三十九から第五十条の四十一まで」に改め、同条を同条第十九号とし、同条中第十七号を第十八号とし、第二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十九条の二の規定に違反した者
第七十二条第九号中「第五十条の二十七第一項」を「第五十条の三十八第一項」に改め、同条を同条第十一号とし、同条の前に次の一号を加える。

十 第五十条の二十七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
第七十二条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第五十条の十八において準用する第十九条の二の規定に違反した者

第七十三条の二に次の六号を加える。

三 第五十条の二十八の規定に違反した者
四 第五十条の二十九から第五十条の三十二まで又は第五十条の三十三第一項の規定に

違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第五十条の三十四第一項の規定に違反して、記録をせず、又は虚偽の記録をした者
六 第五十条の三十四第二項の規定に違反して、記録の保存をしなかつた者
七 第五十条の三十五において準用する第十九条の二の規定に違反した者

八 第五十条の三十八第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第七十四条中「第六十六条の二第二項若しくは第三項、第六十六条の三第二項若しくは第三項」を「第六十六条の三第二項若しくは第三項若しくは第六十六条の四第二項若しくは第三項の罪を犯し、又は第六十六条の三第二項若しくは第三項、第六十六条の二第二項若しくは第三項」に、「又は第七十三条の二」を「若しくは前条」に改める。

第七十六条中「第十二条第一項に規定する麻薬」を「ジアセチルモルヒネ等」に、「同条第二項」を「第十二条第二項」に、「同条第一項及び第二項」を「ジアセチルモルヒネ等及び同条第二項」に改める。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四(第二条関係)

- 一 アセトン
- 二 アントラニル酸及びその塩類
- 三 エチルエーテル
- 四 エルゴタミン及びその塩類
- 五 エルゴメトリン及びその塩類
- 六 ピペリジン及びその塩類

七 無水酢酸
八 リゼルギン酸及びその塩類
九 前各号に掲げる物のほか、麻薬又は向精神薬の原材料となる物であつて政令で定めるもの
十 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

(大麻取締法の一部改正)

第二条 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「カンナビス、サティバ、エル」を「カンナビス・サティバ・エル」に、「但し」を「ただし」に改め、「除く。」の下に「並びに大麻草の種子及びその製品」を加える。

第二十一条第一項中「大麻取締」を「大麻の取締」に、「麻薬取締官又は」を「大麻取扱者その他の関係者から必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは」に、「吏員を職員」に、「又は試験」を「若しくは試験」に改め、同条第二項中「吏員」を「職員」に、「呈示」を「提示」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十四条第一項を次のように改める。
大麻を、みだりに、栽培し、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、七年以下の懲役に処する。

第二十四条第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に改める。
第二十四条の二第一項を次のように改める。
大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又

は譲り渡した者は、五年以下の懲役に処する。

第二十四条の二第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に改める。

第二十四条の六中「第三條第一項、第十三條又は第十六條の規定により禁止される」を「第二十四條の二の罪に当たる」に改め、同條を第二十四條の七とし、同條の次に次の一條を加える。

第二十四條の八 第二十四條、第二十四條の二、第二十四條の四、第二十四條の六及び前條の罪は、刑法第二條の例に従う。

第二十四條の五中「違反行為」を「罪に当たる行為に」、「機械又は器具を提供した」を「車両、設備、機械、器具又は原材料（大麻草の種子を含む。）を提供し、又は運搬した」に改め、同條を第二十四條の六とする。

第二十四條の四中「前三條の場合においては」を「第二十四條から前條までの罪に係る大麻で」に、「大麻」を「もの」に改め、同項に次の一項を加える。

2 前項に規定する罪（第二十四條の三の罪を除く。）の実行に關し、大麻の運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没収することができる。

第二十四條の四を第二十四條の五とし、第二十四條の三を第二十四條の四とし、第二十四條の二の次に次の一條を加える。

第二十四條の三 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役に処する。
一 第三條第一項又は第二項の規定に違反して、大麻を使用した者

二 第四條の規定に違反して、大麻から製造された医薬品を施用し、若しくは交付し、又はその施用を受けた者

三 第十四條の規定に違反した者

2 營利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第二十五條第一項及び第二十六條中「これを」を削る。

第二十七條中「第三項、」を「第三項若しくは」に、「第三項又は」を「第三項の罪を犯し、又は第二十四條の三第二項若しくは第三項若しくは」に改める。

(覺せい、劑取締法の一部改正)

第三條 覺せい、劑取締法（昭和二十六年法律第二百五十二號）の一部を次のように改正する。

目次中「覺せい、劑原料」を「覺せい、劑原料」に、「第四十五條」を「第四十四條」に改める。

第二條第二項中「覺せい、劑製造業者」を「覺せい、劑製造業者」に、「覺せい、劑を製造し、且つ、」を「覺せい、劑を製造すること（覺せい、劑を精製すること、覺せい、劑に化學的變化を加え、又は加えないで他の覺せい、劑にすること、及び覺せい、劑を分割して容器に収めることを含む。ただし、調劑を除く。以下同じ。）、及び」に、「覺せい、劑を覺せい、劑施用機關又は覺せい、劑研究者を「覺せい、劑を覺せい、劑施用機關又は覺せい、劑研究者」に改め、同條第八項中「覺せい、劑原料製造業者」を「覺せい、劑原料製造業者」に、「覺せい、劑原料」を「覺せい、劑原料」に改め、「製造すること」を「覺せい、劑原料を精製すること、及び」に改める。

と」の下に「（覺せい、劑原料を精製すること、覺せい、劑原料に化學的變化を加え、又は加えないで他の覺せい、劑原料にすること、及び覺せい、劑原料を分割して容器に収めることを含む。ただし、調劑を除く。）を加える。

第十八條第一項中「覺せい、劑を」を「覺せい、劑を」に、「覺せい、劑施用機關」を「覺せい、劑施用機關」に、「覺せい、劑研究者」を「覺せい、劑研究者」に、「都道府縣の発行する譲渡証の用紙に」を「厚生省令で定める様式により作成した譲渡証に、」に、「都道府縣の発行する譲渡証の用紙を」に、「厚生省令で定める様式により作成した譲渡証に、」に、「且つ」を「かつ」に、「おして」を「押して」に改める。

第三十條の六の次に次の一條を加える。
(輸出の際の表示)

第三十條の六の二 覺せい、劑原料輸出業者は、覺せい、劑原料を輸出するときは、その品名及び數量について虚偽の表示をしてはならない。

第三十條の十七第一項中「から第五号まで」を「又は第二号」に改め、「製造所又は研究所」を「削り、同項第一号中「製造し、譲り渡し、譲り受け、又は業務若しくは研究のため使用した」を「譲り渡し、又は譲り受けた」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 覺せい、劑原料の輸入又は輸出の相手方の氏名又は名称及び住所

第三十條の十七第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十條の七第三号から第五号までに規定する者は、それぞれその業務所、製造所又は研究所ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記入しなければならない。
一 製造し、譲り渡し、譲り受け、又は業務若しくは研究のため使用した覺せい、劑原料の品名及び數量並びにその年月日

二 第三十條の十四の規定により届出をした覺せい、劑原料の品名及び數量

第三十一條中「覺せい、劑又は覺せい、劑原料の取締」を「覺せい、劑又は覺せい、劑原料の取締り」に、「覺せい、劑製造業者、覺せい、劑施用機關」を「覺せい、劑製造業者、覺せい、劑施用機關」に、「覺せい、劑研究者」を「覺せい、劑研究者」に改め、「含む。」の下に「その他の関係者を」を加える。

第三十二條第一項中「覺せい、劑の取締」を「覺せい、劑の取締り」に、「覺せい、劑製造業者」を「覺せい、劑製造業者」に、「覺せい、劑保管業者」を「覺せい、劑保管業者」に、「覺せい、劑施用機關」を「覺せい、劑施用機關」に、「診療所又は」を「診療所」に、「覺せい、劑研究者」を「覺せい、劑研究者」に改め、「研究」の下に「その他覺せい、劑に關係ある場所」を加え、「覺せい、劑若しくは覺せい、劑」を「覺せい、劑若しくは覺せい、劑」に、「疑」を「疑い」に改める。

第三十九條の見出しを「（証紙の代価）」に改め、同條中「第十八條（譲渡証及び譲受証）」に規定する譲渡証又は譲受証の用紙を必要とする者は都道府縣に、を「削り、」を「削り、」を「削り、」に、「国庫に、それぞれ」を「国庫に、」に改める。

第四十一条第一項を次のように改める。

覚せい剤を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者（第四十一条の五第一項第二号に該当する者を除く。）は、一年以上の有期徒刑に処する。

第四十一条第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に改める。

第四十一条の二第二項を次のように改める。

覚せい剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者（第四十二条第五号に該当する者を除く。）は、十年以下の懲役に処する。

第四十一条の二第二項中「違反行為をした」を「罪を犯した」に改め、同条第三項中「第一項第二号から第六号まで及び前項（第一項第二号から第六号までに係る部分に限る。）を「前二項」に改める。

第四十一条の八中「第十七条又は第三十条の九譲渡及び譲受の制限及び禁止の規定により禁止される覚せい剤又は覚せい剤原料の譲渡」を「第四十一条の二の罪に当たる覚せい剤の譲渡し」に改め、同条を第四十一条の十一とし、同条の次に次の二条を加える。

第四十一条の八中「第十七条又は第三十条の九譲渡及び譲受の制限及び禁止の規定により禁止される覚せい剤又は覚せい剤原料の譲渡」を「第四十一条の二の罪に当たる覚せい剤の譲渡し」に改め、同条を第四十一条の十一とし、同条の次に次の二条を加える。

第四十一条の十二、第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の六、第四十一条の九及び前条の罪は、刑法第二十条の例に従う。

第四十一条の十三、第三十条の九（譲渡及び譲受の制限及び禁止）の規定により禁止される覚せい剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第四十一条の七中「若しくは第二項又は第四

十一条の二第二項第五号若しくは第六号若しくは第二項（同条第一項第五号又は第六号に係る部分に限る。）の違反行為」を「又は第二項の罪に当たる行為」に、「機械又は器具を提供した」を「車両、設備、機械、器具又は原材料覚せい剤原料を除く。）を提供し、又は運搬した」に改め、同条を第四十一条の九とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十一条の十、情を知つて、第四十一条の三

第一項第三号若しくは第四号又は第二項（同条第一項第三号又は第四号に係る部分に限る。）の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、船舶、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料を提供し、又は運搬した者は、五年以下の懲役に処する。

第四十一条の六中「前五条」を「第四十一条から前条まで」に、「覚せい剤又は覚せい剤原料」を「覚せい剤又は覚せい剤原料」に、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する罪（第四十一条の三から第四十一条の五まで及び前条の罪を除く。）の実行に關し、覚せい剤の運搬の用に供した船舶、航空機又は車両は、没収することができ

る。

第四十一条の六を第四十一条の八とする。

第四十一条の五中「若しくは第二項又は第四十一条の二第二項第五号若しくは第六号若しくは第二項（同条第一項第五号又は第六号に係る部分に限る。）を「又は第二項」に改め、同条を

第四十一条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十一条の七、第四十一条の三第一項第三号

若しくは第四号又は第二項（同条第一項第三号又は第四号に係る部分に限る。）の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第四十一条の四を第四十一条の五とする。

第四十一条の三第二項中「前項第三号から第五号まで」を「前項第二号から第五号まで」に改め、同条第三項中「第一項第四号及び第五号並びに」を「第一項第二号から第五号まで及び」に、「第一項第四号及び第五号」を「第一項第二号から第五号まで」に改め、同条を第四十一条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

第四十一条の三、次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 第十九条（使用の禁止）の規定に違反した者

二 第二十条第二項又は第三項（他人の診療以外の目的で使用する施用等の制限又は中毒の緩和若しくは治療のための施用等の制限）の規定に違反した者

三 第三十条の六（輸入及び輸出の制限及び禁止）の規定に違反した者

四 第三十条の八（製造の禁止）の規定に違反した者

2 營利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期徒刑に処し、又は情状により一年以上の有期徒刑及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四十二条第二十一号中「第三十条の十七第一項」を「第三十条の十七第一項又は第二項」に改め、同条を同条第二十二号とし、同条中第二

十号を第二十一号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 第三十条の六の二（輸出の際の表示の規定に違反した者

第四十二条の二第六号中「第三十条の十七第二項」を「第三十条の十七第三項」に改める。

第四十四条を削る。

第四十五条中、第四十一条の三第二項を「の罪を犯し、又は第四十一条の三第二項に、第四十一条の四、第四十二条又は」を「第四十一条の四第二項若しくは第三項、第四十一条の五、第四十二条若しくは」に、「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条を第四十四条とする。

（あへん法の一部改正）

第四条 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「パバヴェル・ソムニフェルム・エル、パバヴェル・セティゲルム・デイス」を「パバヴェル・ソムニフェルム・エル、パバヴェル・セティゲルム・デイス」に改める。

第十四条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「若しくは大麻取締法」を「大麻取締法」に、「に違反する」を「覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第

号）に違反する」に改め、同条第三号中「取締」を「取締り」に改める。

3 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の批准に備え、並びに我が国における麻薬及び向精神薬等の濫用の防止を図るため、麻薬向精神薬原料に係る届出、国外犯の処罰等の措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三年九月二十日

厚生委員長代理 理事 野呂 昭彦

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 本法は、麻薬及び向精神薬の不正取引等に有効に対処するための国際的責務を遂行する目的で設けられた特別措置である。従って、その運用に当たっては、前記目的に従って厳正に運用し、不当に人権を侵害することのないよう努めること。

二 薬物乱用対策における国際的協力の重要性にかんがみ、諸外国及び国際機関との密接な情報交換を進め、取締りに関する国際協力を積極的に推進すること。

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案 右 国会に提出する。

平成三年四月二十二日

内閣総理大臣 海部 俊樹

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 上陸の手続の特例等(第三条・第七条)

第三章 罰則(第八条・第十九条)

第四章 没収に関する手続の特例(第二十条・第二十三条)

第五章 保全手続

第一節 没収保全(第二十四条・第四十三条)

第二節 追徴保全(第四十四条・第五十一条)

第三節 雑則(第五十二条・第五十五条)

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続(第五十六条・第七十条)

第七章 雑則(第七十一条・第七十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、薬物犯罪による不法収益等をはく奪すること等により、規制薬物に係る不正行為が行われる主要な要因を国際的な協力の

下に除去することの重要性にかんがみ、並びに規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図り、及びこれに関する国際約束等の適確な実施を確保するため、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、大麻取締法(昭和二十三年法律第二百四十四号)、あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)及び覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に定めるもののほか、これらの法律その他の関係法律の特例その他の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「規制薬物」とは、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬、大麻取締法に規定する大麻、あへん法に規定するあへん及びけしがら並びに覚せい剤取締法に規定する覚せい剤をいう。

2 この法律において「薬物犯罪」とは、次に掲げる罪(当該罪と他の罪とが刑法(明治四十年法律第四十五号)第五十四条第一項に規定する関係にある場合においては、当該他の罪を含む。)をいう。

一 第八条、第十一条又は第十二条の罪

二 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条、第六十四條の二、第六十五条、第六十六条、第六十六條の三、第六十六条の四、第六十八條の二又は第六十九條の五の罪

三 大麻取締法第二十四条、第二十四条の二又は第二十四条の七の罪

四 あへん法第五十一条、第五十二条又は第五十四條の三の罪

五 覚せい剤取締法第四十一条、第四十一条の二又は第四十一条の十一の罪

六 麻薬及び向精神薬取締法第六十七条若しくは第六十九條の二、大麻取締法第二十四条の四、あへん法第五十三条又は覚せい剤取締法第四十一条の六の罪

七 麻薬及び向精神薬取締法第六十八條若しくは第六十九條の四、大麻取締法第二十四条の六、あへん法第五十四條の二又は覚せい剤取締法第四十一条の九の罪

3 この法律において「不法収益」とは、薬物犯罪の犯罪行為により得た財産若しくは当該犯罪行為の報酬として得た財産又は前項第七号に掲げる罪に係る資金をいう。

4 この法律において「不法収益に由来する財産」とは、不法収益の果実として得た財産、不法収益の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他の不法収益の保有又は処分に基づき得た財産をいう。

5 この法律において「不法収益等」とは、不法収益、不法収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいう。

第二章 上陸の手続の特例等

(上陸の手続の特例)

第三条 入国審査官は、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第五條第一項第六号に掲げる者である疑いのある外国人から入管法第六條第二項の申請があつた場合において、法務大臣から、薬物犯罪の捜査に関し、当該外国人を上陸させることが必要であるとの検査官からの通報又は司法警察職員(麻薬取締官、麻薬取締員、警察官又は海上保安官に限る。次項、次条第一項及

び第七条において同じ。からの要請があつた旨並びに規制薬物の散逸及び当該外国人の逃走を防止するための十分な監視体制が確保されていると認められる旨の連絡を受けているときは、入管法第九条第一項の規定にかかわらず、入管法第五十一条第六号以外の事項について入管法第七条第一項の審査をした上、当該外国人の旅券に入管法第九条第一項の上陸許可の証印をすることが出来る。

2 入国審査官は、入管法第五条第一項第六号に掲げる者である疑いのある外国人につき入管法第十四条第一項、第十五条第一項若しくは第二項又は第十六条第一項の申請があつた場合において、法務大臣から、薬物犯罪の捜査に關し、当該外国人を上陸させることが必要であるとの検査官からの通報又は司法警察職員からの要請があつた旨並びに規制薬物の散逸及び当該外国人の逃走を防止するための十分な監視体制が確保されていると認められる旨の連絡を受けているときは、入管法第五条第一項第六号以外の事項について審査をした上、当該外国人の上陸を許可することが出来る。

3 入国審査官は、法務大臣から、第一項の規定による上陸許可の証印又は前項の規定による上陸の許可を受けている外国人について、引き続き本邦に在留させておくことが適当でないと認める旨の連絡を受けたときは、速やかに、当該外国人の本邦への上陸の時に於いて当該外国人が入管法第五条第一項第六号に該当したか否かを審査しなければならない。

4 入国審査官は、前項の規定による審査により、同項に規定する外国人が入管法第五条第一

項第六号に該当したと認めるときは、当該外国人についての第一項の規定による上陸許可の証印又は第二項の規定による上陸の許可を取り消すものとする。

(税関手続の特例)

第四條 税関長は、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七條(同法第七十五條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による貨物の検査により、当該検査に係る貨物に規制薬物が隠匿されていることが判明した場合において、薬物犯罪の捜査に關し、当該規制薬物が外国に向けて送り出され、又は本邦に引き取られることが必要である旨の検査官又は司法警察職員からの要請があり、かつ、当該規制薬物の散逸を防止するための十分な監視体制が確保されていると認めるときは、当該要請に応ずるために次に掲げる措置をとることが出来る。ただし、当該措置をとることが関税法の目的に照らし相当でないと認められるときは、この限りでない。

一 当該貨物(当該貨物に隠匿されている規制薬物を除く。)について関税法第六十七條の規定により申告されたところに従つて同条の許可を行うこと。

二 その他当該要請に応ずるために必要な措置
2 前項(第一号を除く。)の規定は、関税法第七十六條第一項ただし書の規定による郵便物中にある信書以外の物の検査により、当該信書以外の物に規制薬物が隠匿されていることが判明した場合について準用する。この場合において、当該規制薬物については、同法第七十四條の規定は、適用しない。

(金融機関等による疑わしい取引の届出)

第五條 銀行その他の政令で定める金融機関及びその他政令で定める者(以下「金融機関等」という。)は、政令で定める業務において收受した財産が不法収益等である疑いがある場合又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に關し第九条の罪に當たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定める事項を、文書で、主務大臣(政令で定める金融機関等にあつては、都道府県知事)に届け出なければならない。

2 前項の場合においては、金融機関等(その役員及び使用人を含む。)は、同項の規定による届出を行おうとすること又は行ったことを当該届出に係る取引の相手方又はその者の関係者に漏らしてはならない。

8 都道府県知事は、第一項の届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る文書の写しを主務大臣に送付しなければならない。

(郵政大臣による疑わしい取引の記録)

第六條 郵政大臣は、郵便貯金の業務その他の政令で定める業務において收受した財産が不法収益等である疑いがある場合又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に關し第九条の罪に當たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定める事項を帳簿に記録するものとする。

(罰則)

第七條 検査官、検査事務官、司法警察職員又は税関職員は、第五条第一項若しくは第三項の規定により主務大臣に届け出られ、若しくは送付された文書、同条第一項の規定により都道府県

知事に届け出られた文書又は前条の規定により郵政大臣が記録した帳簿を閲覧し、又は謄写することが出来る。

第三章 罰則

(業として行ふ不法輸入等)

第八條 次に掲げる行為を業とした者(これらの行為と第十一条の罪に當たる行為を併せてすることを業とした者を含む。)は、無期又は五年以上の懲役及び一千万円以下の罰金に処する。

一 麻薬及び向精神薬取締法第六十四條、第六十四條の二(所持に係る部分を除く。)、第六十五條、第六十六條(所持に係る部分を除く。)、第六十六條の三又は第六十六條の四(所持に係る部分を除く。))の罪に當たる行為をすること。

二 大麻取締法第二十四條又は第二十四條の二(所持に係る部分を除く。))の罪に當たる行為をすること。

三 あへん法第五十一条又は第五十二条(所持に係る部分を除く。))の罪に當たる行為をすること。

四 覚せい剤取締法第四十一条又は第四十一条の二(所持に係る部分を除く。))の罪に當たる行為をすること。

(不法収益等隠匿)

第九條 不法収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は不法収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。不法収益の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。
2 前項の未遂罪は、罰する。

官 報 (号 外)

3 第一項の罪を犯す目的をもって、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(不法収益等受取)

第十條 情を知つて、不法収益等を收受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約(債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。)の時に当該契約に係る債務の履行が不法収益等によつて行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

(規制薬物としての物品の輸入等)

第十一條 薬物犯罪(規制薬物の輸入又は輸出に係るものに限る。)を犯す意思をもって、規制薬物として交付を受け、又は取得した薬物その他の物品を輸入し、又は輸出した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 薬物犯罪(規制薬物の譲渡し、譲受け又は所持に係るものに限る。)を犯す意思をもって、薬物その他の物品を規制薬物として譲り渡し、若しくは譲り受け、又は規制薬物として交付を受け、若しくは取得した薬物その他の物品を所持した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(なお又は又は)

第十二條 薬物犯罪(前条及びこの条の罪を除く。)第九條の罪若しくは第十條の罪を実行すること又は規制薬物を濫用することを、公然とあり、又は唆した者は、三年以下の懲役又は

五十万円以下の罰金に処する。

(国外犯)

第十三條 第八條から第十條まで及び前条の罪は、刑法第二條の例に従う。

(不法収益等の没収)

第十四條 次に掲げる財産は、これを没収する。

ただし、第九條第一項若しくは第二項又は第十條の罪が不法収益又は不法収益に由来する財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産に係る場合において、これらの罪につき第三号から第五号までに掲げる財産の全部を没収することが相当でないと認められるときは、その一部を没収することができる。

一 不法収益(第二條第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係るものを除く。)

二 不法収益に由来する財産(第二條第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係る不法収益の保有又は処分に基づき得たものを除く。)

三 第九條第一項若しくは第二項又は第十條の罪に係る不法収益等

四 第九條第一項若しくは第二項又は第十條の犯罪行為より生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

五 前二號の財産の果実として得た財産、前二號の財産の対価として得た財産、これらの財産の保有又は処分に基づき得た財産

2 前項の規定により没収すべき財産について、当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認めら

れるときは、同項の規定にかかわらず、これを没収しないことができる。

3 次に掲げる財産は、これを没収することができる。

一 不法収益(第二條第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係るものに限る。)

二 不法収益に由来する財産(第二條第二項第六号又は第七号に掲げる罪に係る不法収益の保有又は処分に基づき得たものに限る。)

三 第九條第三項の罪に係る不法収益等

四 第九條第三項の犯罪行為より生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

五 前二號の財産の果実として得た財産、前二號の財産の対価として得た財産、これらの財産の保有又は処分に基づき得た財産

(不法収益等が混和した財産の没収)

第十五條 前条第一項各号又は第三項各号に規定する財産(以下「不法財産」という。)が不法財産以外の財産と混和した場合において、当該不法財産を没収すべきときは、当該混和により生じた財産(以下「混和財産」という。)のうち当該不法財産(当該混和に係る部分に限る。)の額又は数量に相当する部分を没収することができる。

(没収の要件等)

第十六條 第十四條の規定による没収は、不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後情を知つて当該不法財産又は混和財産を取得した場合(当該不法財産又は混和財産の取得が第十條ただし書に規定する不法収益等の收受に該

当する場合を除く。)は、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属する場合であつても、これを没収することができる。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を第十四條の規定により没収する場合において、犯人以外の者が犯罪の前に当該権利を取得したとき、又は犯人以外の者が犯罪の後情を知らないで当該権利を取得したときは、これを存続させるものとする。

(追徴)

第十七條 第十四條第一項の規定により没収すべき財産を没収することができないとき、又は同条第二項の規定によりこれを没収しないときは、その価額を犯人から追徴する。

2 第十四條第三項に規定する財産を没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。

(不法収益の推定)

第十八條 第八條の罪に係る不法収益については、同条各号に掲げる行為を業とした期間内に犯人が取得した財産であつて、その価額が当該期間内における犯人の稼働の状況又は法令に基づき給付の受給の状況に照らし不相当に高額であると認められるものは、当該罪に係る不法収益と推定する。

(罰則規定)

第十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第八條から第十二條までの罪

を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第四章 没収に関する手続の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第二十条 不法財産である債権等（不動産及び動産以外の財産をいう。次条及び第二十三条において同じ。）が被告人以外の者（以下この条において「第三者」という。）に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 藥物犯罪又は第九条若しくは第十条の罪（以下「藥物犯罪等」という。）に關し、この法律、麻薬及び向精神薬取締法その他の法令の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、前項と同様とする。

3 地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十六条第二項の規定により当該権利を存続せしめるときは、裁判所は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しなければならない。

4 第十六条第二項の規定により存続させるべき権利について前項の宣告がない没収の裁判が確定したときは、当該権利を有する者で自己の責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかったものは、当該権利について、これを存続させるべき場合に該当する旨の裁判を請求することができる。

5 前項の裁判があったときは、刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

和二十五年法律第一号）に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

6 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和三十八年法律第百三十八号）の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)
第二十一条 没収された債権等は、検査官がこれを処分しなければならない。

2 債権の没収の裁判が確定したときは、検査官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

(没収の裁判に基づく登記等)
第二十二条 権利の移転について登記又は登録（以下「登記等」という。）を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記等を関係機関に嘱託する場合において、没収により効力を失った処分の制限に係る登記等若しくは没収により消滅した権利の取得に係る登記等があり、又は当該没収に關して次章第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を嘱託するものとする。

(刑事補償の特例)
第二十三条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第五章 保全手続
第一節 没収保全
(没収保全命令)
第二十四条 裁判所は、藥物犯罪等に係る被告人

件に關し、この法律、麻薬及び向精神薬取締法その他の法令の規定により没収することができ

る財産（以下「没収対象財産」という。）に當たる

と認料するに足りる相当な理由があり、かつ、

当該財産を没収するため必要があると認めるときは、検査官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することが

できる。

2 裁判所は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、当該権利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当の理由があると認めるときは、検査官の請求により、又は職権で、附帯保全命令を別に発し

て、当該権利の処分を禁止することができる。

3 没収保全命令又は附帯保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、没収の根拠となるべき法令の条項、処分を禁止すべき財産又は権利の表示、これらの財産又は権利を有する者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。）の氏名、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

4 裁判長は、急速を要する場合に、第一項若しくは第二項に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

5 没収保全（没収保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。）に關する処分は、第一回公判

期日までは、裁判官が行う。この場合において、裁判官は、その処分に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

6 没収保全がされた不動産又は動産については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定により押収することを妨げない。

(起訴前の没収保全命令)
第二十五条 裁判官は、前条第一項又は第二項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、検査官又は司法警察員（麻薬取締官、麻薬取締員、警察官又は海上保安官に限るものとし、警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。次項において同じ。）の請求により、同条第一項又は第二項に規定する処分をすることができ

る。

2 司法警察員は、その請求により没収保全命令又は附帯保全命令が発せられたときは、速やかに、関係書類を検査官に送付しなければならない。

3 第一項の規定による没収保全は、没収保全命令が発せられた日から三十日以内に当該保全がされた事件につき公訴が提起されないときは、その効力を失う。ただし、共犯に対して公訴が提起された場合において、その共犯に關し、当該財産につき前条第一項に規定する理由があるときは、この限りでない。

4 裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検査官の請求により、三十日ごとに、前項の期間を更新することができる。この場合

国際の協力の下に規制藥物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関

する法律案及び同報告書

平成三年九月二十四日 衆議院會議録第十一号

三二

官 報 (号 外)

において、更新の裁判は、検察官に告知された時にその効力を生ずる。

5 第一項又は前項の規定による請求は、請求する者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官にしなければならない。

6 第一項又は第四項の規定による請求を受けた裁判官は、没収保全に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

7 検察官は、第一項の規定による没収保全が、公訴の提起があつたためその効力を失うことがなくなるに至つたときは、その旨を没収保全命令を受けた者(被告人を除く。)に通知しなければならない。この場合において、その者の所在が分からないため、又はその他の理由によつて、通知をすることができないときは、通知に代えて、その旨を検察官の掲示場(七日間掲示して公告しなければならない)に告示しなければならない。

(没収保全に関する裁判の執行)
第二十六条 没収保全に関する裁判で執行を要するものは、検察官の指揮によつて、これを執行する。

2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であっても、することができず。

(没収保全の効果)
第二十七条 没収保全がされた財産(以下「没収保全財産」という。)について当該没収保全がされた後にされた処分は、没収に関し、その効果を生じない。ただし、第三十九条第一項の規定により没収の裁判をすることができない場合における同項に規定する手続(第四十二条第三項の規定により第三十九条第一項の規定を準用する

手続を含む。)及び没収保全財産に対して実行することができ得る担保権の実行としての競売の手続による処分については、この限りでない。
(代替金の納付)
第二十八条 裁判所は、没収保全財産を有する者の請求により、適当と認めるときは、決定をもつて、当該没収保全財産に代わるものとして、その財産の価額に相当する金銭(以下「代替金」という。)の額を定め、その納付を許すことができる。

2 裁判所は、前項の請求について決定をするには、検察官の意見を聴かなければならない。

3 第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができず。

4 代替金の納付があつたときは、没収保全は、代替金についてされたものとみなす。
(不動産の没収保全)
第二十九条 不動産(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第四十三条第一項に規定する不動産及び同条第二項の規定により不動産とみなされるものをいう。以下この条(第七項を除く。))、次条、第三十一条及び第三十七条において同じ。)の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行ふ。

2 前項の没収保全命令の謄本及び第二十五条第四項の規定による更新の裁判の裁判書の謄本(以下「更新の裁判の謄本」という。)は、不動産の所有者(民事執行法第四十三条第二項の規定により不動産とみなされる権利についてはその権利者とし、当該不動産又は権利に係る名義人が異なる場合は名義人を含む。)に送達しなければならない。

3 不動産の没収保全命令の執行は、没収保全の登記をする方法により行ふ。

4 前項の登記は、検察事務官が嘱託する。この場合において、嘱託は、検察官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基いて、これを行ふ。

5 不動産の没収保全の効力は、没収保全の登記がされた時に生ずる。

6 不動産の没収保全の効力が生じたときは、検察官は、当該不動産の所在する場所に公示書を掲示する方法その他相当の方法により、その旨を公示する措置を執らなければならない。

7 不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の登記の後に没収保全の登記がされた場合において、その仮処分の債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするときは、没収保全の登記に係る処分の制限は、仮処分の登記に係る権利の取得又は消滅と抵触しないものとみなす。

8 民事執行法第四十六条第二項及び第四十八条第二項の規定は、不動産の没収保全について準用する。この場合において、同法第四十六条第二項中「債務者」とあるのは「没収保全財産を有する者」と、同法第四十八条第二項中「前項」とあるのは「国際的な協力の下に規制業物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第二十九条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは「登記の嘱託をした検察事務官の所属する検察官の検察官」と読み替へるものとする。

(船舶等の没収保全)
第三十条 登記される船舶、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の規定により登録を受けた飛行機若しくは回転翼航空機(第三十七条において単に「航空機」という。)、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の規定により登録を受けた自動車(同条において単に「自動車」という。))又は建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)の規定により登記を受けた建設機械(同条において単に「建設機械」という。)の没収保全については、不動産の没収保全の例による。

(動産の没収保全)
第三十一条 動産(不動産及び前条に規定する物以外の物をいう。以下この条において同じ。)の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行ふ。

2 前項の没収保全命令の謄本及び更新の裁判の謄本は、動産の所有者(名義人が異なる場合は、名義人を含む。)に送達しなければならない。

3 動産の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が所有者に送達された時に生ずる。

4 刑事訴訟法(昭和二十一年法律第三号)の規定による押収がされてない動産又は同法第二百一十一条第一項の規定により、看守者を置き、若しくは所有者その他の者に保管させている動産について、没収保全の効力が生じたときは、検察官は、公示書を付ける方法その他相当の方法により、その旨を公示する措置を執らなければならない。

(債権の没収保全)
第三十二条 債権の没収保全は、債権者(名義人が異なる場合は、名義人を含む。以下この条において同じ。)に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、及び債務者に対し債権者への弁済を禁止する旨の没収保全命令を発して行ふ。

けた飛行機若しくは回転翼航空機(第三十七条において単に「航空機」という。)、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の規定により登録を受けた自動車(同条において単に「自動車」という。))又は建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)の規定により登記を受けた建設機械(同条において単に「建設機械」という。)の没収保全については、不動産の没収保全の例による。

(動産の没収保全)
第三十一条 動産(不動産及び前条に規定する物以外の物をいう。以下この条において同じ。)の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行ふ。

2 前項の没収保全命令の謄本及び更新の裁判の謄本は、動産の所有者(名義人が異なる場合は、名義人を含む。)に送達しなければならない。

3 動産の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が所有者に送達された時に生ずる。

4 刑事訴訟法(昭和二十一年法律第三号)の規定による押収がされてない動産又は同法第二百一十一条第一項の規定により、看守者を置き、若しくは所有者その他の者に保管させている動産について、没収保全の効力が生じたときは、検察官は、公示書を付ける方法その他相当の方法により、その旨を公示する措置を執らなければならない。

(債権の没収保全)
第三十二条 債権の没収保全は、債権者(名義人が異なる場合は、名義人を含む。以下この条において同じ。)に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、及び債務者に対し債権者への弁済を禁止する旨の没収保全命令を発して行ふ。

けた飛行機若しくは回転翼航空機(第三十七条において単に「航空機」という。)、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の規定により登録を受けた自動車(同条において単に「自動車」という。))又は建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)の規定により登記を受けた建設機械(同条において単に「建設機械」という。)の没収保全については、不動産の没収保全の例による。

(動産の没収保全)
第三十一条 動産(不動産及び前条に規定する物以外の物をいう。以下この条において同じ。)の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行ふ。

2 前項の没収保全命令の謄本及び更新の裁判の謄本は、動産の所有者(名義人が異なる場合は、名義人を含む。)に送達しなければならない。

3 動産の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が所有者に送達された時に生ずる。

4 刑事訴訟法(昭和二十一年法律第三号)の規定による押収がされてない動産又は同法第二百一十一条第一項の規定により、看守者を置き、若しくは所有者その他の者に保管させている動産について、没収保全の効力が生じたときは、検察官は、公示書を付ける方法その他相当の方法により、その旨を公示する措置を執らなければならない。

(債権の没収保全)
第三十二条 債権の没収保全は、債権者(名義人が異なる場合は、名義人を含む。以下この条において同じ。)に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、及び債務者に対し債権者への弁済を禁止する旨の没収保全命令を発して行ふ。

2 前項の没収保全命令の謄本及び更新の裁判の謄本は、債権者及び債務者に送達しなければならない。

3 債権の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が債務者に送達された時に生ずる。

4 民事執行法第五十条、第五百六条第一項及び第三項並びに第六十四条第四項の規定は、債権の没収保全について準用する。この場合において、同法第五十条及び第五百六条第一項中「差押え」とあり、及び同法第五十条中「裁判所書記官」とあるのは「没収保全」と、同条中「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「没収保全命令は、申立てにより」とあるのは「没収保全命令の執行を指揮する書面に基いて」と、同法第五百六条第一項及び第三項中「第三債務者」とあるのは「債務者」と、同項中「執行裁判所」とあるのは「没収保全命令を発した裁判所」と、同法第六十四条第四項中「差し押さえられた債権」とあるのは「没収保全がされた債権」と、「支払又は供託」とあるのは「供託」と、「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「没収保全命令は、申立てにより」とあるのは「没収保全命令の執行を指揮する書面に基いて」と、「債権執行の申立てが取り下げられたとき」と、「没収保全命令の取消決定が確定したとき」とあるのは「没収保全が効力を失ったとき」と、又は代替金が納付されたとき」と読み替えるものとする。

(その他の財産権の没収保全)

第三十三条 第二十九条から前条までに規定する財産以外の財産権(以下この条において「その他の財産権」という。)の没収保全については、この条に特別の定めがあるもののほか、債権の没

収保全の例による。

2 その他の財産権で債務者又はこれに準ずる者がなくないもの(次項に規定するものを除く。)の没収保全の効力は、没収保全命令が権利者に送達された時に生ずる。

3 第二十九条第三項から第五項まで及び第七項並びに民事執行法第四十八条第二項の規定は、その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものについて準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「国際的な協力の下に規制業務に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第三十三条第三項において準用する第二十九条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは「登記の嘱託をした没収保全命令の所屬する没収保全の執行官」と読み替えるものとする。

(没収保全命令の取消し)

第三十四条 没収保全の理由若しくは必要がなくなったとき、又は没収保全の期間が不当に長くなったときは、裁判所は、没収保全又は没収保全財産を有する者(その者が被告人であるときは、その弁護人を含む。)の請求により、又は職権で、決定をもって、没収保全命令を取り消さなければならない。

2 裁判所は、没収保全の請求による場合を除き、前項の決定をするときは、没収保全の意見を聴かなければならない。

(没収保全命令の失効)

第三十五条 没収保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による

場合を除く。)の裁判の告知があったとき、又は有罪の裁判の告知があった場合において没収の言渡しがなかったときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があった場合における没収保全の効力については、第二十五条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「没収保全命令が発せられた日」とあるのは、「公訴棄却の裁判が確定した日」と読み替えるものとする。

(失効等の場合の措置)

第三十六条 没収保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたときは、没収保全は、速やかに、没収保全命令に当該没収保全の登記等の抹消の嘱託をさせ、及び公示書の除去その他の必要な措置を執らなければならない。この場合において、没収保全の登記等の抹消の嘱託は、没収保全がその嘱託を指揮する書面に基いて、これを行う。

(没収保全財産に対する強制執行の手続の制限)

第三十七条 没収保全がされた後に、当該保全に係る不動産、船舶(民事執行法第十二条に規定する船舶をいう。)、航空機、自動車若しくは建設機械に対し強制競売の開始決定がされた場合又は当該保全に係る動産(同法第二百二十二条第一項に規定する動産をいう。第四十四条第二項において同じ。))に対し強制執行による差押えがされた場合には、強制執行による売却のための手続は、没収保全が効力を失った後、又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 没収保全がされている債権(民事執行法第四十三条に規定する債権をいう。以下同じ。)に対し強制執行による差押命令が発せられたときは、当該差押えをした債権者は、差押えに係る債権のうち没収保全がされた部分については、没収保全が効力を失った後、又は代替金が納付された後でなければ、取立て又は同法第六十六条第一項の規定による請求をすることができない。

3 第一項の規定は、没収保全がされた後に強制執行による差押命令が発せられた債権で、条件付若しくは期限付であるもの又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるものについて準用する。

4 没収保全がされているその他の財産権(民事執行法第六十七条第一項に規定するその他の財産権をいう。)に対する強制執行については、没収保全がされている債権に対する強制執行の例による。

(第三債務者の供託)

第三十八条 金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。)の債務者(以下この条及び第四十二条において「第三債務者」という。)は、没収保全がされた後に当該保全に係る債権について強制執行による差押命令の送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

2 第三債務者は、前項の規定による供託をしたときは、その事情を没収保全命令を発した裁判所に届け出なければならない。

3 第一項の規定による供託がされた場合においては、執行裁判所は、供託された金銭のうち、

没収保全がされた金銭債権の額に相当する部分については没収保全が効力を失ったとき又は代替金が納付されたときに、その余の部分については供託されたときに、配当又は弁済金の交付を実施しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、強制執行による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。この場合において、同項中「没収保全命令を発した裁判所」とあるのは、「執行裁判所」と読み替えるものとする。

5 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による供託がされた場合における民事執行法第六十五条の規定の適用については、同条第一号中「第五百六条第一項」とあるのは、「国際的な協力の下に規制業務に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第三十八条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

（強制執行に係る財産の没収の制限）
第三十九条 没収保全がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産については、没収の裁判をすることができない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収対象財産であることの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

2 没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分禁止がされたものについて、当該処分禁止がされる

前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされていた場合において、当該財産を没収するときは、その権利を存続させるものとし、没収の言渡しと同時に、その旨の宣告をしなければならない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収により当該権利が消滅することの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

3 強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令が発せられた場合における当該財産については、差押債権者（被告人である差押債権者を除く。）が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。前項に規定する場合における財産の没収についても、同様とする。

4 第二十条第四項及び第五項の規定は第二項の規定により存続させるべき権利について同項の宣告がない没収の裁判が確定した場合について、同条第六項の規定は前項の没収に関する手続について準用する。

（強制執行の停止）
第四十条 裁判所は、強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、前条第一項ただし書に規定する事由があると認料するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定をもって、強制執行の停止を命ずることができる。

2 検察官が前項の決定の裁判書の謄本を執行裁判所に提出したときは、執行裁判所は、強制執行を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第三十九条第一項第七号の文書の提出があつたものとみなす。

3 裁判所は、没収保全が効力を失ったとき、代替金が納付されたとき、第一項の理由がなくなつたとき、又は強制執行の停止の期間が不当に長くなつたときは、検察官若しくは差押債権者の請求により、又は職権で、決定をもって、同項の決定を取り消さなければならない。第三十四条第二項の規定は、この場合に準用する。（担保権の実行としての競売の手続との調整）

第四十一条 没収保全財産の上に存在する担保権で、当該保全がされた後に生じたもの又は附帯保全命令による処分の禁止がされたものの実行（差押えを除く。）は、没収保全若しくは附帯保全命令による処分の禁止が効力を失った後、又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 担保権の実行としての競売の手続が開始された後に当該担保権について附帯保全命令が発せられた場合において、検察官が当該命令の謄本を提出したときは、執行裁判所は、その手続を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第八十三条第一項第七号（同法第八十九條、第九十二条又は第九十三條第二項において準用する場合を含む。）の文書の提出があつたものとみなす。

（その他の手続との調整）

第四十二条 第三十七条の規定は、没収保全がされている財産に対し滞納処分（国税徴収法昭和三十三年法律第四十七号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。以下同じ。）による差押えがされた場合又は没収保全がされている財産を有する者について破産宣告若しくは和議の開始決定（以下この条において「破産宣告等」という。）がされた場合若しくは没収保全がされている財産を有する会社について更生手続開始の決定、整理開始の命令若しくは特別清算開始の命令（以下この条において「更生手続開始決定等」という。）がされた場合におけるこれらの手続の制限について準用する。

2 第三十八条の規定は没収保全がされている金銭債権に対し滞納処分による差押えがされた場合又は滞納処分による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について、同条第一項、第二項及び第四項の規定は没収保全がされている金銭債権に対し仮差押えの執行がされた場合又は仮差押えの執行がされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。

3 第三十九条の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し仮差押えの執行がされていた場合又は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて当該処分禁止がされる前に仮差押えの執行がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第一項本文の規定は没収保全がされる

前に当該保全に係る財産に対し滞納処分による差押えがされていた場合又は没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する者について破産宣告等がされていた場合若しくは没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する会社について更生手続開始決定等がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第二項本文の規定は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて当該処分の禁止がされる前に滞納処分による差押えがされていた場合又は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものを有する者について当該処分の禁止がされる前に破産宣告等がされた場合若しくは没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものを有する会社について当該処分の禁止がされる前に更生手続開始決定等がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について準用する。

4 第四十条の規定は、仮差押えの執行がされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合における強制執行の停止について準用する。

(附帯保全命令の効力等)

第四十三条 附帯保全命令は、当該命令に係る没収保全が効力を有する間、その効力を有する。ただし、代替金が納付されたときは、この限りでない。

2 附帯保全命令による処分の禁止については、特別の定めがあるもののほか、没収保全に関する規定を準用する。

第二節 追徴保全

(追徴保全命令)

第四十四条 裁判所は、藥物犯罪等に係る被告人に關し、第十七条の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

2 追徴保全命令は、追徴の裁判の執行のため保全することを相当と認める金額(以下「追徴保全額」という。)を定め、特定の財産について発しななければならない。ただし、動産については、目的物を特定しないで発することができ。

3 追徴保全命令においては、処分を禁止すべき財産について、追徴保全命令の執行の停止を得るため、又は追徴保全命令の執行としてされた処分の取消しを得るために被告人が納付すべき金銭(以下「追徴保全解放金」という。)の額を定めなければならない。

4 追徴保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、追徴の根拠となるべき法令の条項、追徴保全額、処分を禁止すべき財産の表示、追徴保全解放金の額、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならぬ。

5 第二十四条第四項及び第五項の規定は、追徴保全(追徴保全命令による処分の禁止をいう。)

以下同じ。)について準用する。

(起訴前の追徴保全命令)

第四十五条 裁判官は、前条第一項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、検察官の請求により、同項に規定する処分をすることができる。

2 第二十五条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追徴保全について準用する。

(追徴保全命令の執行)

第四十六条 追徴保全命令は、検察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定による仮差押命令と同一の効力を有する。

2 追徴保全命令の執行は、追徴保全命令の謄本が被告人又は被疑者に送達される前であつても、これを行うことができる。

3 追徴保全命令の執行は、この法律に特別の定めがあるもののほか、民事保全法その他の仮差押えの執行の手續に関する法令の規定に従つてする。この場合において、これらの法令の規定において仮差押命令を発した裁判所が保全執行裁判所として管轄することとされる仮差押えの執行については、第一項の規定による命令を発した検察官の所属する検察庁の対応する裁判所が管轄する。

(金銭債権の債務者の供託)

第四十七条 追徴保全命令に基づく仮差押えの執行がされた金銭債権の債務者が、当該債権の額に相当する額の金銭を供託したときは、債権者の供託金の還付請求権につき、当該仮差押えの執行がされたものとみなす。

2 前項の規定は、追徴保全解放金の額を超える部分に係る供託金については、これを適用しない。

(追徴保全解放金の納付と追徴等の裁判の執行)

第四十八条 追徴保全解放金が納付された後に、追徴の裁判が確定したとき、又は仮納付の裁判の言渡しがあったときは、納付された金額の限度において追徴又は仮納付の裁判の執行があつたものとみなす。

2 追徴の言渡しがあつた場合において、納付された追徴保全解放金が追徴の金額を超えるときは、その超過額は、被告人に還付しなければならない。

(追徴保全命令の取消し)

第四十九条 裁判所は、追徴保全の理由若しくは必要がなくなったとき、又は追徴保全の期間が不当に長くなったときは、検察官又は被告人若しくはその弁護人の請求により、又は職権で、決定をもつて、追徴保全命令を取り消さなければならない。第三十四条第二項の規定は、この場合に準用する。

(追徴保全命令の失効)

第五十条 追徴保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く。)の裁判の告知があつたとき、又は有罪の裁判の告知があつた場合において追徴の言渡しがなかつたときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があつた場合における追徴保全命令の効力

については、第三十五条第二項の規定を準用する。

(追徴保全命令が失効した場合の措置)

第五十一条 追徴保全命令が効力を失ったとき、又は追徴保全解放金が納付されたときは、検察官は、速やかに、第四十六条第一項の規定によりした命令を取り消し、かつ、追徴保全命令に基づき仮差押えの執行の停止又は既にした仮差押えの執行の取消しのため、必要な措置を執らなければならない。

第三節 雑則

(送達)

第五十二条 没収保全又は追徴保全(追徴保全命令に基づく仮差押えの執行を除く。以下この節において同じ。)に関する書類の送達については、最高裁判所規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法に関する法令の規定を準用する。この場合において、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第百七十八条第三項に規定する公示送達以外の公示送達については、その経過により送達の効力が生ずる期間は、同法第百八十条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、七日間とする。

(上訴提起期間中の処分等)

第五十三条 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないもの又は上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて、没収保全又は追徴保全に関する処分をすべき場合には、原裁判所がこれをしなければならぬ。

(不服申立て)

第五十四条 没収保全又は追徴保全に関して裁判

所のした決定に対しては、抗告をすることができ。ただし、没収又は追徴すべき場合に該当すると思料するに足りる相当な理由がないこと(第二十四条第二項の規定による決定に関して)は同項に規定する理由がないことを、第四十条第一項(第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による決定に関しては第四十条第一項に規定する理由がないことを含む。)を理由としてすることはできない。

2 没収保全又は追徴保全に関して裁判官のした裁判に不服がある者は、その裁判官の所属する裁判所にその裁判の取消し又は変更を請求することができ。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

3 前項の規定による不服申立てに関する手続については、刑事訴訟法第四百二十九条第一項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

(準用)

第五十五条 没収保全及び追徴保全に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事訴訟法の規定を準用する。

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続

(共助の実施)

第五十六条 薬物犯罪等に当たる行為に係る外国の刑事事件に関して、当該外国から、条約に基づき、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その要請に係る共助をするものとする。

一 共助犯罪(共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下同じ。)について、日本国の法令によれば刑罰を科すことができないと認められるとき。

二 共助犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。

三 没収の確定裁判の執行の共助又は没収のための保全の共助については、要請に係る財産が日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができ、没収に当たらないとき。

四 追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、日本国の法令によれば共助犯罪について要請に係る追徴の裁判をし、又は追徴保全をすることができ、没収に当たらないとき。

五 没収の確定裁判の執行の共助については要請に係る財産を有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者が、追徴の確定裁判の執行の共助については当該裁判を受け、た者が、自己の責めに帰することのできない理由により、当該裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかったと認められるとき。

六 没収又は追徴のための保全の共助については、要請国の裁判所若しくは裁判官のした没収若しくは追徴のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の確定後の要請である場合を除き、第二十四条第一項又は第四十四条第一項に規定する理

由がないと認められるとき。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産に係る没収の確定裁判の執行の共助をするに際し、日本国の法令により当該財産を没収するとすれば当該権利を存続させるべき場合に当たるときは、これを存続させるものとする。

(追徴とみなす没収)

第五十七条 不法財産に代えて、その価額が不法財産の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。

2 前項の規定は、不法財産に代えて、その価額が不法財産の価額に相当する財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

(要請の受理)

第五十八条 共助の要請の受理は、外務大臣が行う。ただし、緊急その他特別の事情がある場合において、外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

(裁判所の審査)

第五十九条 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、裁判所に対し、共助をすることができるときに該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。

2 裁判所は、審査の結果、審査の請求が不法であるときは、これを却下する決定をし、共助の要請に係る確定裁判の全部若しくは一部につ

当該裁判を受けた者

7 裁判所は、審査の請求について決定をするときは、検察官及び審査請求事件の手続への参加を許された者(以下「参加人」という。)の意見を聴かなければならない。

8 裁判所は、参加人が口頭で意見を述べたい旨を申し出たとき、又は裁判所において証人若しくは鑑定人を尋問するときは、公開の法廷において審問期日を開き、参加人に当該期日に出頭する機会を与えなければならない。この場合において、参加人が出頭することができないときは、審問期日に代理人を出頭させ、又は書面により意見を述べる機会を与えたことをもって、参加人に出頭する機会を与えたものとみなす。

9 検察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

(抗告)

第六十条 検察官及び参加人は、審査の請求に係る決定に対し、抗告をすることができる。

2 抗告裁判所の決定に対しては、刑事訴訟法第四百五条各号に定める事由があるときは、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

3 前二項の抗告の提起期間は、十四日とする。

(決定の効力)

第六十一条 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができる場合に該当する旨の決定が確定したときは、当該没収又は追徴の確定裁判は、共助の実施に関し、日本国の裁判所が言い渡した没収又は追徴の確定裁判とみなす。

(決定の取消し)

第六十二条 没収又は追徴の確定裁判の執行の共

助の要請につき共助をすることができる場合に該当する旨の決定が確定した場合において、当該要請に係る確定裁判が取り消されたときその他その効力がなくなったときは、裁判所は、検察官又は利害関係人の請求により、決定をもって、共助をすることができる場合に該当する旨の決定を取り消さなければならない。

2 前項の取消しの決定が確定したときは、刑事補償法に定める没収又は追徴の執行による補償の例により、補償を行う。

3 第六十条の規定は、第一項の請求に係る決定について準用する。

(没収保全の請求)

第六十三条 共助の要請が没収のための保全に係るものであるときは、検察官は、裁判官に、没収保全命令を発して要請に係る財産につきその処分を禁止することを請求しなければならない。

この場合において、検察官は、必要と認めるときは、附帯保全命令を発して当該財産の上に存在する地上権、抵当権その他の権利の処分を禁止することを請求することができる。

2 第五十九条第一項の審査の請求があった後は、没収保全に関する処分は、審査の請求を受けた裁判所が行う。

(追徴保全の請求)

第六十四条 共助の要請が追徴のための保全に係るものであるときは、検察官は、裁判官に、追徴保全命令を発して、追徴の裁判を受けるべき者に対しその財産の処分を禁止することを請求しなければならない。

2 前条第二項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

(公訴提起前の保全の期間)

第六十五条 没収又は追徴のための保全の共助の要請が公訴の提起されていない事件に関し、された場合において、没収保全命令又は追徴保全命令が発せられた日から四十五日以内に要請国から当該事件につき公訴が提起された旨の通知がないときは、当該没収保全又は追徴保全命令は、その効力を失う。

2 要請国から、前項の期間内に公訴を提起できないことについてやむを得ない事由がある旨理由を付して通知があったときは、裁判官は、検察官の請求により、三十日間を限り、保全の期間を更新することができる。更新された期間内に公訴を提起できないことについてやむを得ない事由がある旨理由を付して通知があったときも、同様とする。

(手続の取消し)

第六十六条 共助の要請を撤回する旨の通知があったときは、検察官は、速やかに、審査、没収保全若しくは追徴保全の請求を取り消し、又は没収保全命令若しくは追徴保全命令の取消しを請求しなければならない。

2 前項の請求があったときは、裁判所又は裁判官は、速やかに、没収保全命令又は追徴保全命令を取り消さなければならない。

(事実の取調べ)

第六十七条 裁判所又は裁判官は、この章の規定による審査をし、又は没収保全若しくは追徴保全に関する処分をするため必要があるときは、事実の取調べをすることができる。この場合において、証人を尋問し、検証を行い、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができる。

官 報 (号 外)

(検査官の処分)

第六十八条 検査官は、この章の規定による没収保全若しくは追徴保全の請求又は没収保全命令若しくは追徴保全命令の執行に関して必要があると認めるときは、関係人の出頭を求めてこれを取り調べ、鑑定を囑託し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め、又は裁判官の発する令状により、差押え、搜索若しくは検証をすることができ、

2 検査官は、検査事務官に前項の処分をさせることができる。

(管轄裁判所)

第六十九条 この章の規定による審査、没収保全若しくは追徴保全又は令状の発付の請求は、請求する検査官の所属する検査庁の所在地を管轄する地方裁判所又はその裁判官にしなければならない。

(準用)

第七十条 この章に特別の定めがあるもののほか、裁判所若しくは裁判官の審査、処分若しくは令状の発付、検査官若しくは検査事務官のする処分又は裁判所の審査への利害関係人の参加については前二章、刑事訴訟法(第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る。)、刑事訴訟費用に関する法令及び刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の規定を、共助の要請を受理した場合における措置については国際捜査共助法(昭和五十五年法律第六十九号) 第四条、第五条第一項

(第一号に係る部分に限る。)(及び第七条第一項並びに逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)第三条第二号に係る部分を除く。)、第八条第二項及び第十一号第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

第七章 雑則

(政令等への委任)

第七十一条 この法律に定めるもののほか、没収保全と滞納処分との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に関するものは、政令で定める。

2 この法律に定めるもののほか、第二十条の規定による第三者の参加及び裁判に関する手続、第五章に規定する没収保全及び追徴保全に関する手続並びに前章に規定する国際共助手続について必要な事項(前項に規定する事項を除く。)は、最高裁判所が定める。

(経過措置)

第七十二条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 第九条及び第十条の規定は、この法律の施行前にした麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改

正する法律(平成三年法律第 号。以下この項において「法律第 号」という。))による改正前の麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法又は覚せい剤取締法の罪に当たる行為(日本国外でした行為であつて日本国内でしたとされたならばこれらの罪に当たるものを含む。)(であつて、この法律の施行後にしたとされたならば薬物犯罪に当たるもの(以下この項において「薬物犯罪行為」という。))により得た財産若しくは薬物犯罪行為の報酬として得た財産並びにこの法律の施行前にした法律第 号による改正前の麻薬及び向精神薬取締法第六十八条若しくは第六十九条の四、大麻取締法第二十四条の五、あへん法第五十四条の二又は覚せい剤取締法第四十一条の七(同法第四十一条の二第二項第五号及び第六号に係る部分を除く。)(の罪に当たる行為(日本国外でした行為であつて日本国内でしたとされたならばこれらの罪に当たるものを含む。))により提供された資金に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、これらの財産及び資金は、不法収益とみなす。

3 第五章の規定は、前項に規定する財産又は資金で、刑法その他の法令の規定により没収することができ物の没収のための保全及びこれらの法令の規定によりその価額を追徴することができる場合における追徴のための保全についても、適用する。この場合において、第二十四条第一項中「この法律」とあるのは「麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律による改正前の麻薬及び向精神薬取締法」と、第四十四条第一項中「第十七条」とあるのは「刑法第十九条

ノ二」とする。

4 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪でこの法律の施行後に犯されたものとならば薬物犯罪に当たるものに係る外国からの共助の要請についても、適用する。

(入管法の一部改正)

5 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

第二十四条第四号中「覚せい剤取締法の下に国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第 号)」を加える。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)

6 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の見出しを「(民事執行等)」に改め、同条中「並びに競売」を「競売並びに没収保全」に改める。

理 由

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の批准に備え、及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るため、薬物犯罪に係る不法収益の隠匿等の処罰、不法収益の没収、疑わしい取引の届出等の麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法等の特例その他必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案（内閣提出、第二百十回国会開法第九三号）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の批准に備え、及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るため、薬物犯罪に係る不法収益の隠匿等の処罰、不法収益の没収、疑わしい取引の届出等の麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法及び覚せい剤取締法等の特例その他必要な事項を定めようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 薬物犯罪の捜査のために必要と認められる場合には、入国審査又は通関の際に、規制薬物を所持する疑いのある者等の上陸等を認めることができること。

2 金融機関等は、その業務において收受した財産が不法収益である疑いがある場合には、必要な事項を主務大臣に届け出ることとし、検察官等は、その記録を閲覧することができること。

3 不法収益の発生の原因やその取得等につき事実を仮装し、又は不法収益を隠匿した者等を新たに処罰の対象とすること。

4 不法収益である財産につき没収及び追徴の制度を整備するとともに、没収等のための保全及び没収等に関する国際共助の手続を定めること。

5 この法律は、公布の日から起算して一年を

超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

6 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の批准に備え、及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るため、薬物犯罪に係る不法収益の隠匿等の処罰、不法収益の没収、疑わしい取引の届出等の必要な事項を定めることは時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成三年九月二十日

厚生委員長代理 理事 野呂 昭彦

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 本法は、麻薬及び向精神薬の不正取引等に有効に対処するための国際的責務を遂行する目的で設けられた特別措置である。従って、その運用に当たっては、前記目的に従って厳正に運用し、不当に人権を侵害することのないよう努め

ること。

二 薬物乱用対策における国際的協力の重要性にかんがみ、諸外国及び国際機関との密接な情報交換を進め、取締りにおける国際協力を積極的に推進すること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局
電話	03 (3587) 4302
定価	本号一部 二六円 (税六円を含む)